# 内閣府
# Cabinet Office

## 組織・業務の概要
## ２０２５

令和７（2025）年　６月

# 目 次

- CONTENTS -

## ■ 内閣府の概要


内閣府の位置付け 1
内閣府の組織の概要 2


## ■ 各部局等の紹介

### 経済財政


政策統括官（経済財政運営担当） 4
政策統括官（経済社会システム担当） 6
政策統括官（経済財政分析担当） 8
経済社会総合研究所 10
規制改革推進室 12


### 地方創生


地方創生推進事務局 14
地方分権改革推進室 16
地域経済活性化支援機構担当室 18
アイヌ施策推進室 19


### 防　災


政策統括官（防災担当） 20
政策統括官（原子力防災担当） 22


### 暮らし


男女共同参画局 24
政策統括官（共生・共助担当） 26
孤独・孤立対策推進室 30
公益認定等委員会事務局、公益法人行政担当室 32
食品安全委員会事務局 33
消費者委員会事務局 34



所在地情報 68


### 科学技術・イノベーション


科学技術・イノベーション推進事務局 36
知的財産戦略推進事務局 38
健康・医療戦略推進事務局 39
宇宙開発戦略推進事務局 40
日本学術会議事務局 42
野口英世アフリカ賞担当室 43


### 外交・安全保障


政策統括官（重要土地担当） 44
政策統括官（経済安全保障担当） 46
総合海洋政策推進事務局 48
遺棄化学兵器処理担当室 49
拉致被害者等支援担当室 50
国際平和協力本部事務局 52
迎賓館 54


### 沖縄及び北方対策


政策統括官（沖縄政策担当）、沖縄振興局、沖縄総合事務局 56
北方対策本部 60


### 行政運営を支える制度等


政府広報室 61
賞勲局 62
独立公文書管理監、情報保全監察室 64
公文書管理課、公文書監察室 65
再就職等監視委員会事務局 66
官民人材交流センター 67


**内閣府シンボルマークについて**

2 枚の木の葉と木洩れ(こもれ)日をモチーフとしました。2 枚の木の葉により、内閣府の機能を大きく二つに分けて表現し、その後ろから射し込む太陽の光によって、希望に満ちた経済社会を創る内閣府を表しています。

大空に向かって右上がりに伸びゆく上の葉は「日本の将来の在り方を考える」機能、緑の大地のような下の葉は「総理が直接担うにふさわしい」機能を表しています。

また、2 枚の木の葉は「Cabinet Office(内閣府)」の「C」の形であり、木洩れ日の部分は「O」の形をかたどっています。さらに、全体の形は、国民の目線から日本の未来を見つめる「輝く瞳」をも表しています。

上の葉には、「未来」「知性」「大空」を表す青色を、下の葉は「安全」「やすらぎ」「大地」を表す緑色を使用しました。さらに、先鋭的なフォルムにより国民の未来を切り開く「知恵の場」の「知性」を表現するとともに、柔らかい色合いや曲線により、「安全」「安心」「共生」といった国民に身近なテーマに取り組む「やさしさ」を表現しています。

※　本パンフレットは、原則として、令和７年４月１日現在の情報に基づいて作成しています。

# 内閣府の位置付け

## ■ 重要政策に関する会議

内閣及び内閣総理大臣を助ける「知恵の場」としての機能を十分に果たせるよう、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長とし、関係大臣と有識者からなる重要政策に関する会議が設置されています。

## ■ 特命担当大臣

内閣府には、内閣総理大臣、内閣官房長官の他に、内閣の重要政策に関する企画立案・総合調整を強力かつ迅速に行うため、特命担当大臣が置かれています。特命担当大臣は、内閣総理大臣のリーダーシップを発揮できるよう補佐するため、国政上の重要政策に関する企画立案・総合調整等を強力かつ迅速に行うため、内閣府に限って置かれています。

## ■ 内閣府の担務

内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける（恒常的かつ専門的な対応が必要な特定の内閣の重要政策に関する企画・立案総合調整）ほか、内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務を担っています。

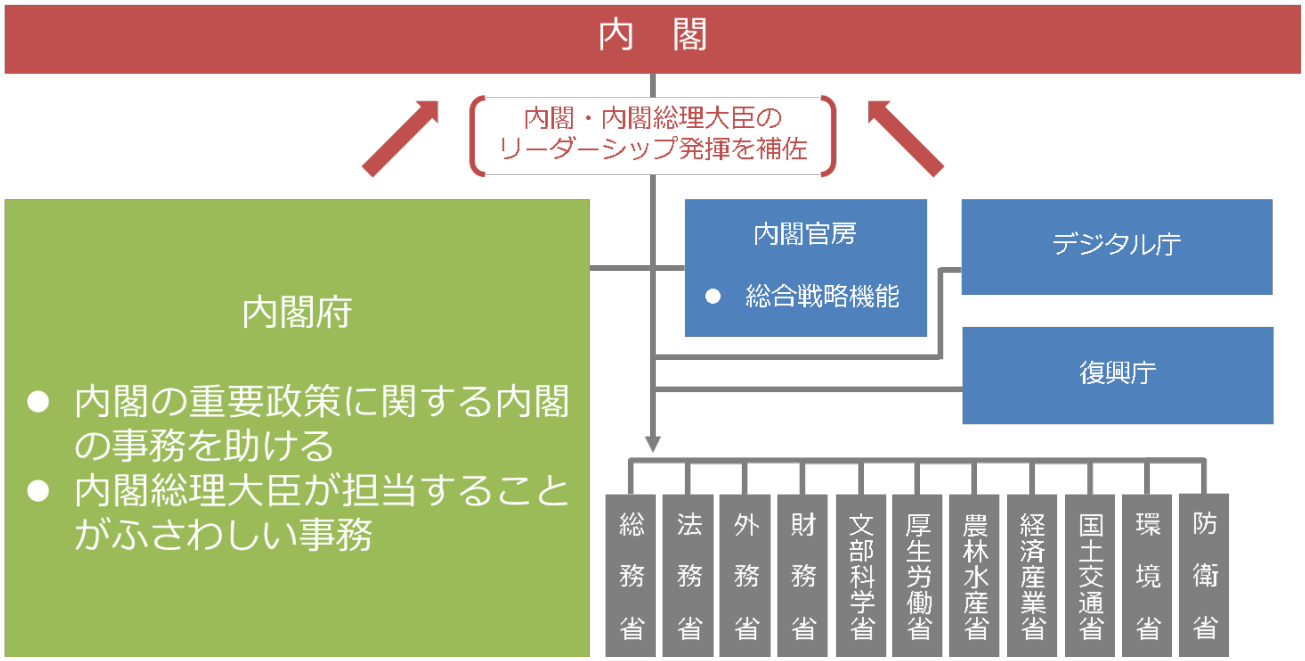

# 内閣府の組織の概要

- 内閣総理大臣
  - 内閣官房長官
  - 内閣府特命担当大臣（9）*1
  - 内閣官房副長官（3）
    - 内閣官房との連携を要する特定事項
  - 副大臣（9）*2
    - 大臣政務官（9）*3
    - 事務次官
      - 内閣府審議官(2)
      - (内部部局等)
        - 大臣官房
          - ●政策立案総括審議官
          - ●公文書監理官
          - ●サイバーセキュリティ・情報化審議官
          - ●審議官（18)*4
          - ●参事官（9)*4
          - 総務課
            - 秘書室
          - 人事課
          - 会計課
            - 監査室
          - 企画調整課
          - 政策評価広報課
          - 公文書管理課
          - 政府広報室
          - 厚生管理官
        - 政策統括官（経済財政運営担当）
        - 政策統括官（経済社会システム担当）
        - 政策統括官（経済財政分析担当）
        - 政策統括官（防災担当）
        - 政策統括官（原子力防災担当）
        - 政策統括官（沖縄政策担当）
        - 政策統括官（共生・共助担当）
        - 政策統括官（重要土地担当）
        - 政策統括官（経済安全保障担当）
        - 参事官（34)*4

(訓令により設置された室)

- ●大臣官房野口英世アフリカ賞担当室
- ●大臣官房遺棄化学兵器処理担当室
- ●大臣官房拉致被害者等支援担当室
- ●大臣官房原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当室
- ●大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室
- ●大臣官房アイヌ施策推進室
- ●地域経済活性化支援機構担当室
- ●地方分権改革推進室
- ●地方創生推進室
- ●廃炉・汚染水・処理水対策担当室
- ●孤独・孤立対策推進室
- ●就職氷河期世代等支援推進室
- ●公文書監察室
- ●日本医療研究開発機構担当室

等

*1 各省大臣を兼務している者を含む。
*2 各省の副大臣を兼務している者を含む。定数は３人。
*3 各省の大臣政務官を兼務している者を含む。定数は３人。
*4 併任の者を除く。

- 独立公文書管理監
  - 参事官（2）*4
- 賞勲局
  - 総務課
  - 審査官（3）
- 男女共同参画局
  - 総務課
    - 調査室
  - 推進課
  - 男女間暴力対策課
    - 性犯罪・性暴力対策室
- 沖縄振興局
  - 総務課
    - 事業振興室
    - 沖縄科学技術大学院大学室
  - 参事官（4）

（重要政策に関する会議）
- 経済財政諮問会議
- 総合科学技術・イノベーション会議
- 国家戦略特別区域諮問会議
- 中央防災会議
- 男女共同参画会議

（施設等機関）
- 経済社会総合研究所
- 迎賓館

（特別の機関）
- 地方創生推進事務局
- 知的財産戦略推進事務局
- 科学技術・イノベーション推進事務局
- 健康・医療戦略推進事務局
- 宇宙開発戦略推進事務局
- 北方対策本部
- 総合海洋政策推進事務局
- 金融危機対応会議
- 民間資金等活用事業推進会議
- 孤独・孤立対策推進本部
- 高齢社会対策会議
- 中央交通安全対策会議
- 犯罪被害者等施策推進会議
- 消費者政策会議
- 国際平和協力本部
- 日本学術会議
- 官民人材交流センター
- 食品ロス削減推進会議
- 原子力立地会議

（地方支分部局）
- 沖縄総合事務局

（審議会等）
- 宇宙政策委員会
- 民間資金等活用事業推進委員会
- 日本医療研究開発機構審議会
- 食品安全委員会
- 土地等利用状況審議会
- 休眠預金等活用審議会
- 公文書管理委員会
- 障害者政策委員会
- 原子力委員会
- 地方制度調査会
- 選挙制度審議会
- 衆議院議員選挙区画定審議会
- 国会等移転審議会
- 公益認定等委員会
- 再就職等監視委員会
- 退職手当審査会
- 新技術等効果評価委員会
- 消費者委員会
- 沖縄振興審議会
- 規制改革推進会議
- 税制調査会

- 宮内庁

（外局）
- 公正取引委員会
- 国家公安委員会
- 個人情報保護委員会
- カジノ管理委員会
- 金融庁
- 消費者庁
- こども家庭庁

# 政策統括官（経済財政運営担当）

- 政府の経済財政政策の基本方針である「骨太方針」（経済財政運営と改革の基本方針）や時々の経済情勢や政策課題に機動的に対応する「経済対策」の策定、翌年度の政府予算案の前提となる「予算編成の基本方針」や「政府経済見通し」の策定など、マクロ経済運営に関する業務を行っています。
- こうした議論を行う経済財政諮問会議に関する事務も担当しています。

参事官（総括担当）

参事官（経済対策・金融担当）

参事官（企画担当）

参事官（経済見通し担当）

参事官（産業・雇用担当）

参事官（予算編成基本方針担当）

参事官（国際経済担当）

## 経済財政諮問会議

経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関です。

経済財政諮問会議で発言する内閣総理大臣
（出典：首相官邸ホームページ）

● 活動状況

令和６年

| | |
|---|---|
| １月 | ➢「中長期の経済財政に関する試算」を公表 |
| ６月 | ➢「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（骨太方針）を答申 |
| ７月 | ➢「内閣府年央試算」を公表<br>➢「中長期の経済財政に関する試算」を公表 |
| 12 月 | ➢「令和７年度予算編成の基本方針」を答申<br>➢「EBPM アクションプラン 2024」、「改革実行プログラム 2024」を決定 |

この他、経済・財政一体改革推進委員会（平成 27 年８月～）などの専門調査会等を開催し、本会議に報告を行っています。

## 経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）

「経済財政運営と改革の基本方針」は、政府による経済財政運営の基本姿勢と改革の方向性を示したもので、例年夏頃に経済財政諮問会議で取りまとめられ、閣議決定されます。本方針は、翌年度の予算編成や制度改革などの施策に反映されることになります。

## 経済対策等

政府は、その時々の経済情勢に応じ、経済対策をはじめとする総合的な政策パッケージを策定しており、内閣府は、その企画立案、総合調整及び施策の進捗管理等を行っています。

直近では、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を令和６年 11 月 22 日に閣議決定しました。賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするために必要な施策が、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保、の３本の柱に沿って盛り込まれています。

## 金融政策（政府・日本銀行の連携）

デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のため、金融政策と政府との経済政策との整合性を確保することは極めて重要です。

政府、日本銀行は、平成 25 年 1 月の共同声明に基づき、デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいます。マクロ経済運営を所掌する内閣府は、金融政策の運営を決定する日本銀行金融政策決定会合に財務省とともに政府を代表して出席し、内閣府としての意見を表明しています。

また、経済財政諮問会議では、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、物価安定目標に照らした物価の状況と今後の見通し、経済財政状況等について定期的に検証を行っています。

## 予算編成の基本方針

政府の予算編成に関し、経済財政諮問会議における調査審議を経て、例年 11 月下旬～12 月上旬目途で「予算編成の基本方針」を策定し、閣議決定しています。

## 経済見通しと経済財政運営の基本的態度（政府経済見通し）

政府経済見通しは、翌年度にかけての経済財政運営の基本的態度や、それに基づく経済の姿について、政府の公式見解を表明するものです。通常、予算政府案（概算）の閣議決定前に閣議了解され、予算案の国会提出と同時に閣議決定されます。

また、年央時点で得られる最新の経済動向を踏まえ、当年度及び翌年度の経済の姿を内閣府年央試算として公表しています。

## 大企業と中小企業のパートナーシップ構築

物価上昇を上回る賃上げの実現・定着に向けて大企業と中小企業の共存共栄を図るため、政府・経済界・労働界の三者が参画する「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」などを通じ、サプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進しています。

## 対日直接投資の促進

海外から日本への直接投資を呼び込むため、対日直接投資推進会議（閣僚級）を開催するとともに、その下に「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース」を設置し、関係省庁と連携して投資環境整備等に取り組んでいます。

対内直接投資残高を 2030 年に 100 兆円とする目標の早期実現のため、特に重点的に取り組むべき事項とその政策対応について整理した「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」を 2024 年に取りまとめました。今後、同プログラムの発展的改訂を行い、目標の早期実現に向けた取組を加速します。

## 国際経済関係

グローバル化が進展する中、内閣府は、国際経済関係の強化においても重要な役割を担っています。具体的には、経済協力開発機構（OECD）やアジア太平洋経済協力（APEC）などの国際会議への参加や主要国との二国間経済協議の開催等により、我が国のマクロ経済政策についての国際的な理解の促進、我が国と国際機関、各国との連携強化等を図っています。

経済協力開発機構（OECD）における会議の様子

# 政策統括官
# （経済社会システム担当）

- 持続可能な経済社会の実現に向けた取組を推進しています。
- 経済財政諮問会議の審議を経ながら、中期的な経済財政の枠組みを策定し、経済財政政策の企画立案及び総合調整を実施しています。
- GDP 等の経済指標だけではなく、満足度といった主観的な尺度を含めて、多面的に「見える化」し、政策運営に活かすための取組を進めています。
- 新たな官民連携の手法として PPP/PFI の取組を推進しています。

参事官（総括担当）

参事官（企画担当）

参事官（財政運営基本担当）

参事官（社会システム担当）

参事官（社会基盤担当）

参事官（市場システム担当）

民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI）

## 持続可能な経済社会の実現に向けた取組

少子高齢化・人口減少を克服し、人々が豊かさと幸せを実感できる、持続可能な経済社会を実現するための取組を推進しています。

### ■ 「経済・財政新生計画」に基づく経済財政運営

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、中期的な経済財政政策の枠組みである「経済・財政新生計画」を策定しました。

「経済あっての財政」の考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続し、経済・財政・社会保障が持続可能なものとなるよう、取組を進めています。

また、同計画を着実に実行するため、経済財政諮問会議の専門調査会である「経済・財政一体改革推進委員会」において、有識者・関係府省庁と議論しながら、以下のような取組を進めています。

#### ● 「経済・財政新生計画 改革実行プログラム 2024」に基づく改革の実行

社会保障、文教・科学技術、地方行財政、社会資本整備等の各分野の改革項目について、「何を」「いつまでに」「どのように」進めるかを明確化し、具体的な改革工程に従って改革を推進しています。

#### ● 「進捗管理・点検・評価表」による進捗管理

また、経済・財政一体改革の取組の進捗管理を行うため、「進捗管理・点検・評価表」を作成し、施策や KPI の見直しに向けて取り組んでいます。

#### ● 「EBPM アクションプラン 2024」に基づく EBPM の実装

多年度にわたる重要政策及び計画を対象に、エビデンスに基づく政策立案を行うため、政策目標、達成・進捗の検証方法、データの整備方針、政策への反映等の手法を明確化し、ワイズ・スペンディングに資するよう、取組を進めています。

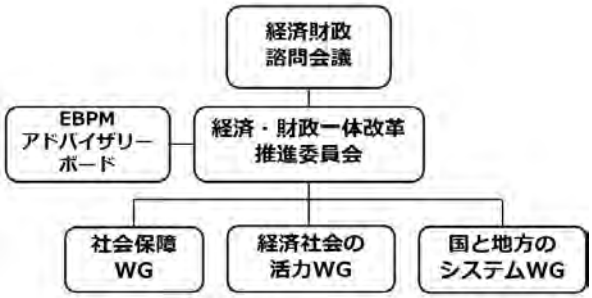


経済・財政一体改革推進委員会の検討体制

### ■ 中長期の経済財政の展望

政府のマクロ経済目標・財政健全化目標の達成に向けて、有識者の意見を踏まえながら、定量的な分析・試算を実施しています。

#### ● 中長期の経済財政に関する試算

年 2 回程度、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデルを用いて試算しています。

直近では、「中長期の経済財政に関する試算」（令和 7 年 1 月 17 日経済財政諮問会議提出）を公表しました。

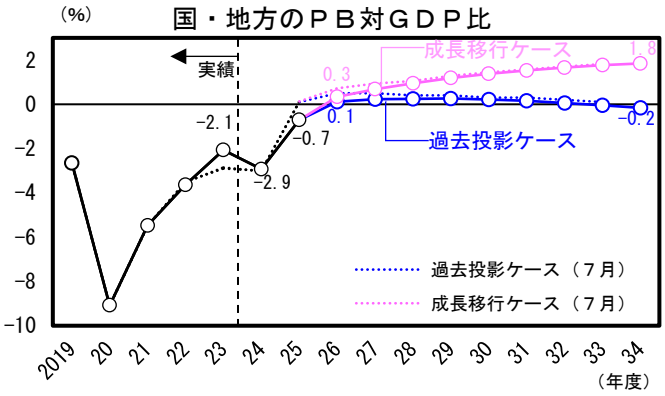


## Well-being に関する取組

### ■ 経済指標だけでは表せない「Well-being」

GDP といった経済指標を見るだけでなく、国民一人一人が健康で生きがいを持って幸せに暮らすことが重要だという「Well-being」の考え方を推進しています。Well-being は、生き方や価値観が多様化する現代社会において、必要不可欠な概念であり、今後ますます注目されていくことが期待されます。

### ● 満足度・生活の質に関する調査

経済社会の構造を人々の満足度（Well-being）の観点から多面的に把握し、政策運営に活かすための取組として、「満足度・生活の質に関する調査」を実施しています。生活の幅広い範囲について包括的に評価できる体系として、総合的な主観満足度の他、分野別の満足度とそれに関連する意識や指標を問う調査形式を構築しています。

直近では、「満足度・生活の質に関する調査報告書2024」（令和６年８月）を公表しました。本調査では、満足度の動向を包括的に確認するとともに、満足度の過去、現在、未来の動向、働き方と満足度の関係、重視事項と評価事項の関係等に関する分析を行いました。また、各国政府及び地方公共団体における Well-being 指標の政策への活用事例について紹介するとともに、調査方法の違いによる満足度への影響の検証を行いました。

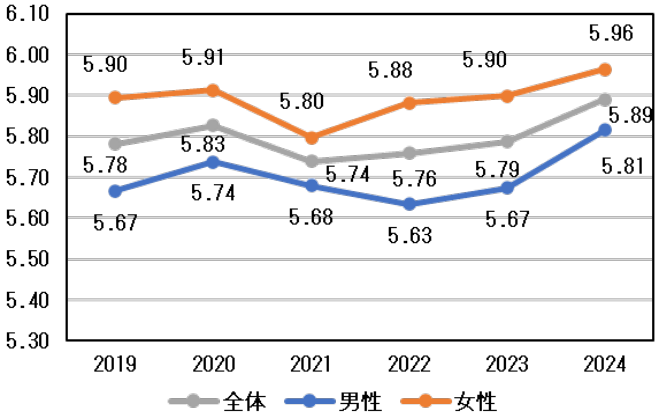


生活満足度の推移（男女別）
出典：満足度・生活の質に関する調査報告書 2024
～我が国の Well-being の動向～

### ● Well-being に関する関係府省庁連絡会議

Well-being に関する取組の推進に向けて、Well-being 関連の基本計画等の KPI、取組・予算について、とりまとめを行っています。とりまとめたものを関係府省庁へ情報共有し、連携を強化するとともに、優良事例の横展開を図っています。

## 民間のノウハウの活用の推進

### ■ PPP／PFI の推進

財政状況のひっ迫、生産年齢人口の減少、インフラの老朽化などの社会的課題が一層顕在化する中、少ない財源・人材でのインフラ老朽化への対応を行うためには、公共施設等の整備等に民間の資金や創意工夫を最大限活用する、PPP（Public Private Partnership：官民連携事業）や PFI（Private Finance Initiative：民間資金等活用事業）の普及が必要です。

### ● PPP/PFI 推進アクションプランの策定

政府として PPP/PFI を推進するに当たっての方針や施策を取りまとめた「PPP/PFI 推進アクションプラン」を、総理を会長、全閣僚を委員とする民間資金等活用事業推進会議において、毎年決定しています。令和６年６月３日に改定した本アクションプランにおいては、①分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進、②民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進、③事業件数 10 年ターゲットの上方修正及び PPP/PFI の活用領域の拡大、④PPP/PFI による地方創生の推進を柱とし、各関連施策を推進しています。

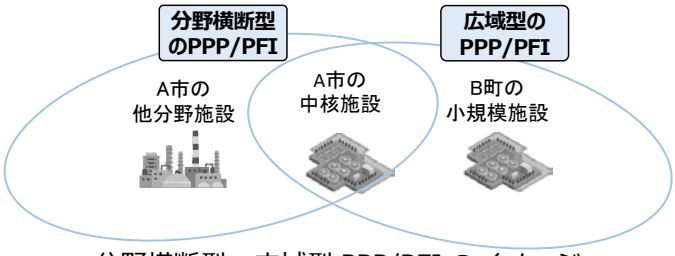


分野横断型・広域型 PPP/PFI のイメージ

### ● 地方公共団体への支援

PPP/PFI 推進に向けた政府のアクションプランを策定するとともに、以下のように、地方公共団体等への支援を行っています。

- PPP/PFI 事業の実務に関する質問、問合せにワンストップで対応する窓口の設置
- 地方公共団体の PPP/PFI の優先的検討規程の策定及び対象事業に関する運用の支援
- 地域の産官学金が集まり具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成推進を支援
- 専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣　等

PPP/PFI を活用した事業例
左：宮城県上工下水一体官民連携運営事業
（仙塩浄化センター）
右：旧苅田家付属町家群活用事業（城下小宿糀や）
出典：宮城県（左）、岡山県津山市（右）

# 政策統括官（経済財政分析担当）

景気の総括的判断、経済財政政策に係る調査及び分析、内外の経済動向の分析などを行っています。その成果は経済財政政策の企画・立案に活用されています。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（企画担当）
- 参事官（地域担当）
- 参事官（海外担当）

## 景気の総括的判断

■ 月例経済報告

毎月１回、日本経済や海外経済の動向を分析し、政府の景気判断を示す報告を作成し、内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚が出席する「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告後、公表しています。当報告は、政府のマクロ経済政策の基盤となっています。

家計（消費、雇用等）、企業（生産、投資等）、金融、物価、外需、海外経済など、内外の経済動向を踏まえ、景気判断を行っています。

月例経済報告等に関する関係閣僚会議
（出典：首相官邸ホームページ）

## 我が国の経済財政の動向に関する調査分析

■ 「年次経済財政報告」（通称：経済財政白書）

我が国の経済財政の動向を総合的に分析する「年次経済財政報告」（経済財政白書）を年１回閣議において配布の上、公表しています。

令和６年度年次経済財政報告

（１）正社員の求人動向

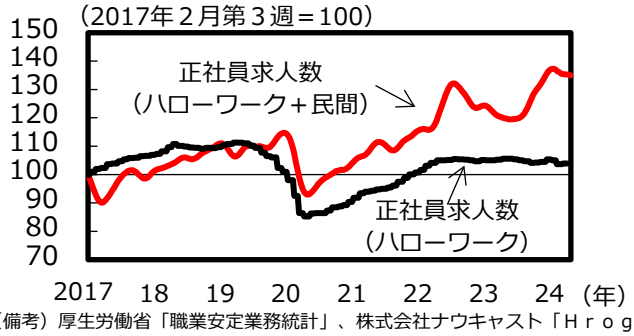


（備考）厚生労働省「職業安定業務統計」、株式会社ナウキャスト「Ｈｒｏｇ賃金Ｎｏｗ」により作成。

・企業の人手不足感が歴史的に高い水準にある一方で、職業安定業務統計の有効求人倍率は横ばい圏内で推移している。ビッグデータから正社員の求人をみると、ハローワーク経由の求人が横ばいであるのに対し、民間職業紹介を通じた求人を含む全体では増加傾向が続いており、求人経路が多様化していることがわかる。労働需給の的確な把握のためには、多様なデータが重要であることがわかる。

（２）企業部門の現預金残高

・企業収益が堅調な中、企業部門の現預金は増加傾向にあり、主要国の中でも突出した水準にある。これまでの設備投資の蓄積の結果としての資本ストックは伸び悩んでおり、我が国の潜在成長率が０％台半ばに留ま

る一因となっている。これらが設備投資等に回ることで、経済の好循環につながることが重要である。

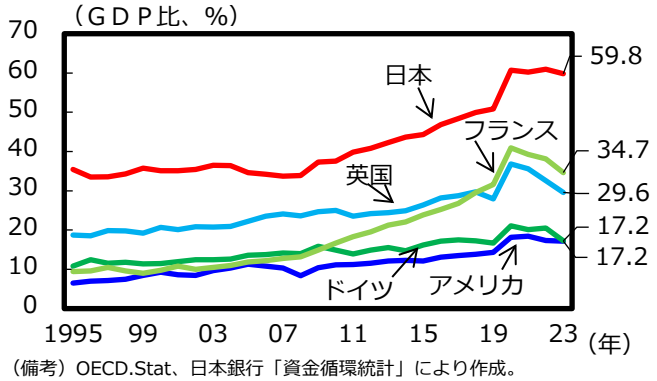

（備考）OECD.Stat、日本銀行「資金循環統計」により作成。

## 政策課題の分析

■ 政策課題分析シリーズ

日本経済が直面する重要課題や政府の経済財政政策の効果について分析し、政策議論の素材を提供しています。

● 銀行口座データを活用したコロナ禍における企業支援策の分析（令和６年８月13日）

・従来とは異なる情報源や入手経路によって作成され、速報性の高い「リアルタイムデータ」を使った分析を行った。銀行口座データを用い、中小企業の業績指標（売上高・人件費・営業利益）を再現し、リアルタイムデータの政策効果分析やEBPMの推進への活用手法を示した。

## 地域経済の動向に関する調査分析

■ 景気ウォッチャー調査

百貨店のマネージャーやタクシー運転手、中小企業の経営者など景気に敏感な職場で働く人々が肌で感じた景気動向を毎月１回調査し、DI（ディフュージョン・インデックス（回答者の景気判断を指数化したもの））として公表しています。

景気ウォッチャー調査結果
現状判断DIの推移

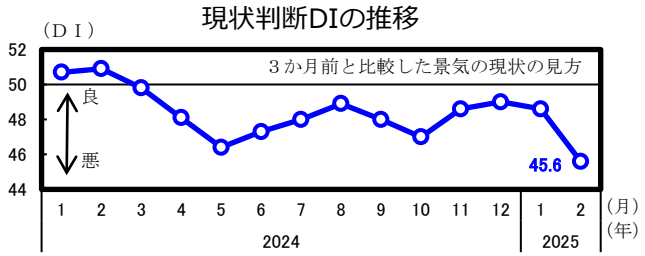


■ 「地域課題分析レポート」

地域経済について幅広くテーマを設定し、構造問題と景気動向を包括的に分析するレポートを公表しています。

● 「地域課題分析レポート2024年秋号　－ポストコロナ禍の若者の地域選択と人口移動－」

・若年層を中心とする地方から大都市への人口移動について、背景となる人々の考え方や行動パターンを分析するため、三大都市圏への人口流入の状況を確認するとともに、その要因として、進学時と就職時の地域選択の理由や、経済構造や雇用情勢と人口移動との関係等について分析した上で、若者に選ばれる地方を目指して取り組むべき課題を整理した。

東京圏の人口純流入推移

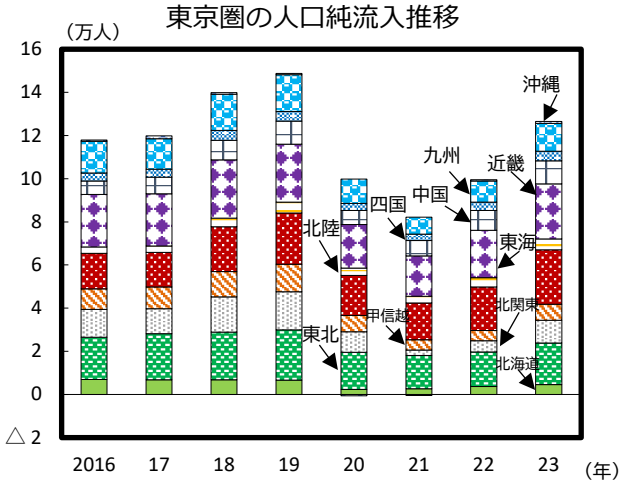

（備考）総務省「住民基本台帳人口移動報告」「人口推計」より作成。

## 海外経済の動向に関する調査分析

■ 「世界経済の潮流」

世界経済の動向や各国の経済財政政策を分析する「世界経済の潮流」を公表しています。

● 世界経済の潮流2024Ⅱ（令和７年２月）

(1) 中国からの鉄鋼輸出の増加が世界経済に与える影響（試算結果）

中国からの輸入価格低下と鉄鋼輸出の増加の影響をＧＴＡＰモデルで試算した場合

↓

鉄鋼業が盛んな地域では、投資減少、実質ＧＤＰ低下。
投資・実質ＧＤＰが増加する地域も。

**東アジア、北米**：
鉄鋼価格↓、投資↓、ＧＤＰ↓
**東南アジア、サブサハラアフリカ**：
鉄鋼価格↓、投資↑、ＧＤＰ↑

・いわゆる「過剰供給」問題が指摘されている中国からの鉄鋼輸出の増加は鉄鋼業の盛んな国・地域での投資減少と実質GDP低下をもたらすと試算。

(2) アメリカの人口上位４州と主要国のGDP(2023年)

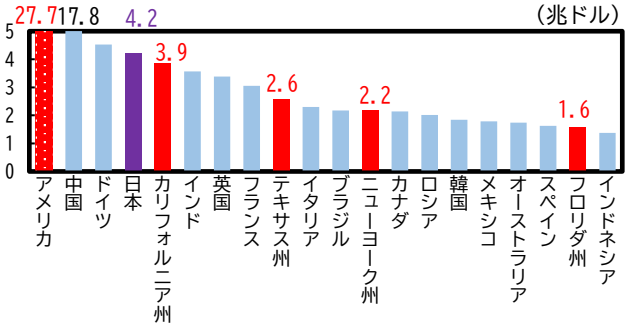

（備考）アメリカ商務省、IMF により作成。

・アメリカ国内において人口の多い上位４州のGDPは、全米４割弱のシェアを占め、主要国と同程度の経済規模をもつ。

# 経済社会総合研究所

内閣府のシンクタンクとして、国民経済計算や景気統計の作成・公表、マクロ経済、経済統計等を中心とした政策の裏付けとなる理論的・実証的研究、政策の企画立案を担う人材の育成、国際コンファレンスや ESRI 政策フォーラム開催等に取り組んでいます。

- 総務部
- 研究官室
- 国民経済計算部
- 景気統計部
- 情報研究交流部
- 経済研修所

研究所のロゴ

**ESRI:**
Economic and Social Research Institute の略称

## 経済社会活動に関する研究

### ■ 経済社会活動に関する研究

国民経済計算の新しい国際基準（2025SNA 導入に向けた対応、マクロ経済・モデル研究、社会問題の解決に関する研究、の３分野を柱として研究に取り組み、政策判断に資する基礎的材料を提供し、諸政策の企画立案・推進を支援しています。また、「少子化・女性活躍の経済学研究」など内外研究者による国際共同研究を実施しています。

### ■ 研究成果物の発行

研究所が発行する学術誌「経済分析」や「ESRI Discussion Paper」等の形で、研究所内外の研究者の研究成果を対外発信しています。

また、内閣府経済財政政策担当部局の施策や研究所の研究成果等に関する情報提供を行うため、年４回程度、「Economic and Social Research（ESR）」を発行しています。

## シンポジウム・フォーラム

### ■ 研究交流の推進

例年、NBER（全米経済研究所）との国際研究交流を行っています。令和６年度は「近未来の経済課題の克服に向けて」をテーマに、学術的な議論を交わす国際コンファレンスを開催し、国内外のエコノミスト等と政策協調の可能性を含めた国際的な共通認識の形成に向けた議論を行いました。

国際コンファレンスの模様（令和６年８月）

### ■ ESRI 政策フォーラムの開催

様々な政策テーマについて、論点を明確化し、政策形成に資するとともに、広範な議論を喚起することを目指し、オンラインで ESRI 政策フォーラムを開催しています。

## 国民経済計算

■　国民経済計算（SNA）の作成

国際連合で採択される国際基準（現在は 2008SNA に準拠）に基づき、我が国経済の動向を体系的に記録したマクロ統計を作成・公表しています。

### 四半期別 GDP 速報

家計消費や設備投資、政府支出、輸出入といった支出側から見た GDP 等の速報値を四半期ごとに作成･公表しています。

### 国民経済計算年次推計

支出側の GDP のほか、産業別の GDP、家計貯蓄、政府収支といったフロー面や、資産・負債などのストック面も含めた国民経済計算全体について年 1 回作成・公表しています。

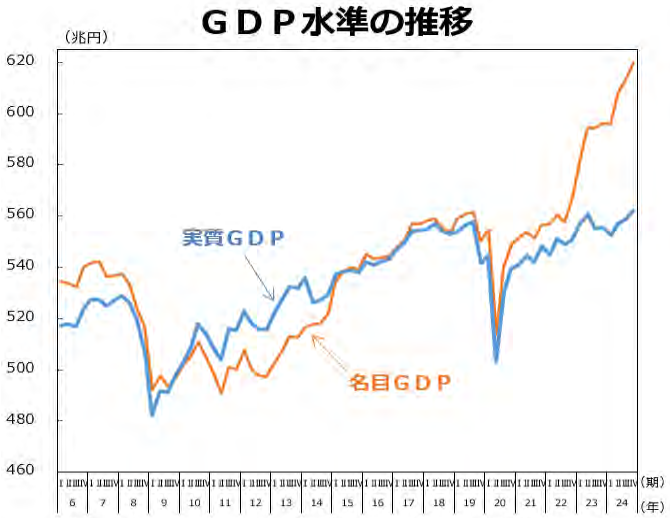


（出所）内閣府「2024年10-12月期四半期別GDP速報（2次速報値）」より作成。
季節調整系列、年率。実質GDPは2015年価格を参照。

■　国民経済計算の改善に向けた取組

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和５年３月 28 日閣議決定）等に基づき、関係府省等と連携の下、精度の向上を含む国民経済計算の改善に向けた検討を行っています。

■　国際基準を巡る議論への積極的参画

国民経済計算の新しい国際基準（2025SNA）の策定・導入に向けたプロセスに積極的に関与しており、OECD や国連などの国際会議に参加し、発表などを通じて国際的議論に貢献しています。

## 研修

■　政策研究を担う人材育成・研修の実施

EBPM（Evidence Based Policy Making）の基礎的知識の習得に関する研修、計量経済分析研修、季節調整法や国民経済計算(SNA)、アンケート調査等の経済社会関連統計研修、経済分析等に役立つ Excel 技能研修を実施しています。

## 景気統計

■　景気動向指数

景気の現状把握等のため、景気に敏感に反応する指標を選択・合成した指数。（毎月作成・公表）

景気動向指数には CI（コンポジット・インデックス）と DI（ディフュージョン・インデックス）の２種類があり、CI は構成する指標の動きを合成することで景気変動の大きさやテンポ（量感）を、DI は構成する指標のうち、改善している指標の割合を算出することで景気の各経済部門への波及度合いを測定することを目的とします。

CI・DI それぞれに、景気に対して先行して動く先行指数、ほぼ一致して動く一致指数、遅れて動く遅行指数の３つの指数があります。

景気動向指数の動き等をもとに、景気循環の転換点である景気基準日付（山・谷）が設定されます。

■　消費動向調査

今後半年間の暮らし向きなどについての消費者の意識を把握するため、全国より抽出した世帯（二人以上世帯、単身世帯）に対し毎月調査を行っています。「暮らし向き」「収入の増え方」「雇用環境」「耐久消費財の買い時判断」の集計結果から消費者態度指数を作成し、毎月公表しています。また、家計が予想する物価上昇率に関しても調査を行っており、１年後の物価の見通しについて、「２％以上上昇」「５％以上上昇」などの割合を集計、公表しています。

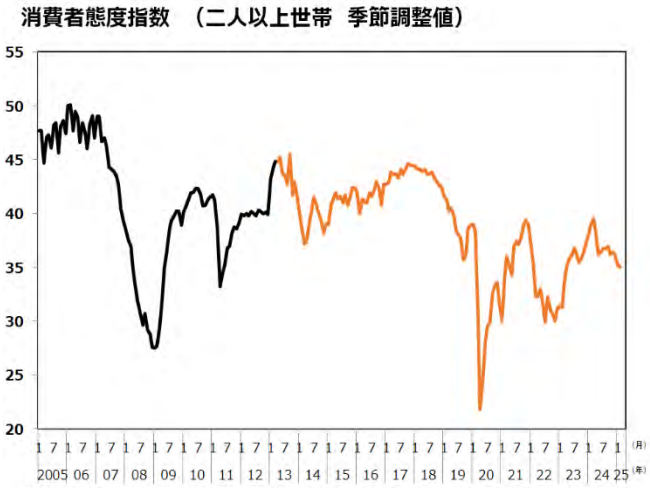


（注）2013年３月調査までは訪問留置調査。2013年４月調査から2018年９月調査までは郵送調査。
2018年10月から郵送･オンライン併用調査で実施。

■　機械受注統計調査

設備投資動向の早期把握のため、民間企業による設備用機械類の受注実績を毎月調査・公表しています（見通し調査は四半期ごと）。

■　法人企業景気予測調査

企業活動の面から経済の現状及び今後の見通しを把握するため、企業の景況判断、企業収益や設備投資の見通し等を四半期ごとに調査・公表しています。

■　企業行動に関するアンケート調査

企業活動の面から我が国経済の実態を明らかにするため、企業による景気や為替レートについての見通し、設備投資や雇用の動向等を毎年調査・公表しています。

# 規制改革推進室

- 規制改革に関する企画・立案・総合調整及び推進を行っています。規制改革の実施事項について、担当府省や実施時期を定めた「規制改革実施計画」を取りまとめています。
- 規制改革推進会議の庶務を担当し、会議運営を行うとともに、「規制改革・行政改革ホットライン」で国民や企業等から要望を受け付けるなど、会議の活動を全面的にサポートしています。

## 規制改革推進会議

規制改革に関する基本的事項を総合的に調査審議することを目的として内閣府に設置された、内閣総理大臣の常設の諮問機関です。

規制改革推進会議の様子
（出典：首相官邸ホームページ）

### ■ 委員

内閣総理大臣が任命する有識者委員で組織することとしており、12 人（＊）が委員として任命されています。
（＊令和７年４月１日時点）

議　　長：冨田 哲郎　東日本旅客鉄道株式会社 相談役
議長代理：冨山 和彦　株式会社 IGPI グループ会長
議長代理：林　いづみ　桜坂法律事務所弁護士（創立パートナー）

### ■ ワーキング・グループ（WG）

規制改革推進会議では、5 つの WG と 1 つのサブ WG を設置し、議論を行っています。

・地域活性化・人手不足対応 WG
・健康・医療・介護 WG
・働き方・人への投資 WG
・スタートアップ・イノベーション促進 WG
・GX・サステナビリティ サブ WG
・デジタル・AI WG

### ■ 活動状況・答申

例年夏から秋頃にかけて重点的に審議する事項を提示した上で、調査審議を行っています。

会議で調査審議した結果は答申としてまとめ、内閣総理大臣に提出しています。答申は例年夏頃に取りまとめておりますが、それ以外の時期に取りまとめることや、会議としての意見書を決定・公表することもあります。

規制改革推進会議の様子
（出典：首相官邸ホームページ）

■　会議で扱った案件の例

規制改革推進会議では、以下の規制改革に関する案件をはじめとして議論をおこなっています。

＜地方創生＞
・膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）
・ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）
・一般用医薬品の販売方法等見直し
・地方税・国税等を収納するコンビニ等における紙控え保管の廃止
・地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化
・認可保育所における付加的サービス（体操等）の円滑化
・移動の足不足の解消（ライドシェア）

＜賃金向上、人手不足対応＞
・時間単位の年次有給休暇制度の見直し
・高卒就職者に対する求人情報の直接提供等
・障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減
・ロボット農機の公道走行制度化(圃場間移動等を通じた地域での活用)[再掲]

＜投資大国＞
・医療等データの利活用法制等の整備
・山間部・離島などへの物資輸送のためのドローンの多数機同時運航の実現
・オンライン株主総会・社債権者集会の円滑な開催
・子会社従業員等に対する株式報酬の無償交付
・株式を対価とする外国会社買収の実現
・賃金のデジタル払いの拡大
・政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度（ISMAP）等の見直し）
・圧縮水素ガスのトレーラによる陸上運送効率化
・水素船舶への燃料補給ルールの整備

＜防災・減災＞
・未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）
・災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供
・山間部・離島などへの物資輸送のためのドローンの多数機同時運航の実現[再掲]

## 規制改革実施計画（閣議決定）

「規制改革実施計画」は、規制改革推進会議の答申等において示された実施事項について、政府として計画的かつ着実に実行するために、担当府省や実施時期を定めた計画として整理したものです。
例年夏頃に「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）等とともに閣議決定しています。

計画に盛り込まれた事項の実施状況については、担当府省から報告を求め、それに対する評価（「解決」「継続フォロー」「要改善」等）を規制改革推進会議に報告・公表するというフォローアップを毎年実施しています。

## 規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）

広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受け付けるために「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」を設置しています。
お寄せいただいた提案のうち、規制改革に関する提案については規制改革推進室を中心として、行政改革に関する提案は行政改革推進本部事務局（内閣官房）を中心として対応しております。
受け付けた規制改革に関する提案は、所管省庁に対して検討を要請しています。所管省庁から得た回答は、内閣府ホームページにおいて公表するとともに、規制改革推進会議の各ワーキング・グループに定期的に報告し、改善措置が必要な場合は、会議でも議論を行い、その結果を答申に盛り込むこととしています。

規制改革推進会議の様子
（出典：首相官邸ホームページ）

## その他の会議

■　規制改革関係府省庁連絡会議

# 地方創生推進事務局

「地方創生の推進による地域活性化」「規制改革を軸に据えた地域活性化」「都市機能の増進による地域活性化」「地方創生の推進における特定政策課題への対応」について、国・地方一体となって取り組んでいます。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（中心市街地活性化担当）
- 参事官（都市再生担当）
- 参事官（構造改革特別区域担当）
- 参事官（地域再生担当）
- 参事官（総合特別区域担当）
- 参事官（国家戦略特別区域担当）
- 参事官（産業遺産担当）
- 参事官（地方大学・産業創生担当）

## 地方創生の推進による地域活性化

### ■ 地方創生に向けた取組の支援

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力などを活用した地方創生にかかる取組を推進し、地域活性化を図っています。

### ■ 地域再生

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画について特別の措置等（財政措置、金融措置、税制措置、手続の特例措置等）を講じ、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を支援しています（14,046 件の地域再生計画を認定）。

### ● 企業版ふるさと納税

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。最大で寄附額の約９割が軽減されることにより、実質的な企業の負担は寄附額の約１割まで軽減されます。また、専門的知識を有する企業の人材を地方公共団体等へ派遣する「人材派遣型」の活用も促進しながら、地方創生の更なる充実・強化を図っています。

企業版ふるさと納税リーフレット

### ■ 地方大学・産業創生

首長のリーダーシップの下、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援しています。これにより地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを進めています（採択件数…平成 30 年度：7 件、令和元年度：2 件、令和 3 年度：1 件、令和 4 年度：2 件、令和 6 年度：5 件）。

## 規制改革を軸に据えた地域活性化

■　国家戦略特別区域

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進しています。特に最近では、先端的サービスの実装等による地域課題の解決に取り組むモデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等において、規制改革を進めてきています。

- 国家戦略特区（16 区域）

東京圏（東京都、神奈川県並びに千葉市及び成田市）、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）、新潟市、養父市、福岡市・北九州市、沖縄県、仙北市、仙台市、愛知県、広島県・今治市、スーパーシティ（つくば市／大阪府・大阪市）、デジタル田園健康特区（加賀市、茅野市及び吉備中央町）、連携“絆”特区（宮城県・熊本県／福島県・長崎県）、北海道

■　構造改革特別区域

地域を限定した規制改革を推進し、その評価を通じて、全国的な構造改革へと波及させています。

- 提案を踏まえた規制緩和の実現数（757 件）
- 特区計画の認定数（1,432 件）

構造改革特別区域事業の一例

■　総合特別区域

地域の包括的･戦略的なチャレンジを、オーダーメードで総合的（規制･制度の特例、税制・財政・金融措置）に支援しています。

- 国際戦略総合特別区域（６地域）
- 地域活性化総合特別区域（17 地域）

総合特別区域事業の一例

## 都市機能の増進による地域活性化

■　都市再生・未来技術実装

民間の創意工夫等による質の高い都市再生の推進により都市の国際競争力を向上させるとともに、防災機能の確保等の促進、社会の最適化を図る都市情報基盤「i-都市再生」の構築、未来技術を活用した地域課題の解決を推進する「未来技術社会実装事業」に取り組んでいます。

- 都市再生緊急整備地域（54 地域）
  ※うち特定都市再生緊急整備地域（15 地域）
- 未来技術社会実装事業（59 事業）
- ※うち 13 地域が現在支援中
- 2025 年４月時点

■　中心市街地活性化

少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、関係府省庁が連携した重点的な支援により、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進しています（152 市４町、296 件の基本計画を認定。）。

駅ビルをにぎわい交流複合施設として整備

## 地方創生の推進における特定政策課題への対応

■　地方創生に向けた SDGs の取組

以下の取組等を通じて、SDGs を原動力とした地方創生を推進しています。

- SDGs 未来都市（206 都市）
- 自治体 SDGs モデル事業（70 事業）
- 広域連携 SDGs モデル事業（6 事業）
- SDGs 自治体施策支援事業（3 事業）
- 地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム(会員数：7,921団体)
  マッチング事業や分科会等の活動を実施しています。
- 企業等による地方創生 SDGs の推進
  宣言登録認証制度の運用など、地域における資金の還流と再投資を活性化する自律的好循環の形成を促すための施策を実施しています。

自治体 SDGs モデル事業の取組事例

■　産業遺産

「明治日本の産業革命遺産」を中心とした産業遺産の総合的な拠点となる産業遺産情報センターの運営を行い、産業遺産を活用した地域の魅力増進を図っています。

# 地方分権改革推進室

地方分権改革推進室では、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情に応じて自らの発想と創意工夫により課題解決を図るために、地方に対する権限移譲や規制緩和など地方の自由度を高める制度改正に取り組んでいます。

## 「提案募集方式」による制度改革

地方分権改革は、地方の自主性、自立性を高めるための改革であり、これまで 14 次にわたる一括法等により、地方に対する権限移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し等）など、数多くの具体的な成果を積み重ねてきました。

平成 26 年には、それまでの国主導による改革から、地域の課題解決に必要な制度改正等に関する提案を地方から広く募集する「提案募集方式」に移行しました。受け付けた提案は、実現に向けて内閣府と関係府省で調整を行っており、これまでも数多く実現しています。

例えば、4 ha を超える農地に関する転用について、国が有していた許可権限を、国との協議を付した上で、都道府県等に移譲するなどの見直しが挙げられます。また、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援を充実強化するため、法律により 3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率を市町村が条例で設定可能とする見直しも行われました。

このように、地方分権改革は、地域の実情に応じて自ら課題を解決できるようにすることで、住民サービスの向上、個性を活かした自立した地方の実現を推し進めるものです。今後も、地方からの提案の最大限の実現に向けて取り組んでまいります。

## 地方分権改革の推進体制

政策決定機能を担う地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置するとともに、内閣府特命担当大臣（地方創生）の下で、調査・審議機能を担う地方分権改革有識者会議（座長：市川晃住友林業株式会社代表取締役会長）を開催し、改革を推進しています。

また、地方分権改革有識者会議の下、提案募集検討専門部会などを開催しています。

第 61 回地方分権改革有識者会議・第 173 回提案募集検討専門部会 合同会議 開催時の様子

## 地方分権改革のこれまでの成果

提案募集においては、子ども・子育てや災害対策、デジタルなどの幅広い分野にわたり、これまでに 3,500 件を超える提案が寄せられ、提案の実現を通じて、地方の現場で困っている多くの支障の解決に繋がっています。

● 成果事例

（1） ファミリー・サポート・センター事業の柔軟な実施を実現

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施するために定められている、会員数や実施場所の基準は、特に人口規模の小さな自治体には厳しく、事業の実施に支障が生じていました。

そこで、平成 30 年に、会員の自宅だけではなくファミリー・サポート・センターが借り上げた施設で子供を預かることができることを明確化し、また、平成 31 年に、事業実施に必要な会員数を 50 人以上から 20 人以上へ緩和しました。

これにより、例えば、保育士等の資格を持つ専門スタッフがいる子育て支援センターの中で同事業が実施できるようになり、子どもを安心して預けられるなどの声をいただいており、子どもを産み、育てやすい環境づくりに寄与しています。

ファミリー・サポート・センター事業の様子

（2） 罹災証明書の交付に係る被害認定調査の迅速化

各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている罹災証明書の交付に必要な「住家被害認定調査」においては、住家の構造や地番、用途等の情報の取得に時間を要しており、罹災証明書の交付に時間がかかっていました。

そこで、令和５年６月から住家被害認定調査において、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とし、住家の構造等の情報を迅速に入手できるようにしました。

これにより、被害認定調査の効率化・迅速化などが図られることが期待されます。

## 国と地方の協議の場

国と地方が連携して施策を推進するため、地方に関わる重要政策について幅広く協議する法定の場です。

● 構成員

・国　側：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生）、総務大臣、財務大臣
※これまで内閣総理大臣も出席

・地方側：全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会の代表者

● 過去の議題

骨太方針、デジタル行財政改革・地方分権改革、予算編成・地方財政対策　等

令和６年度第３回開催時の様子

## 地方分権改革推進室の情報発信

地方公共団体の職員をはじめ、地方分権改革・提案募集方式に関わる皆様を対象とした研修への講師派遣を積極的に行っています。

また、改革の成果が実感できるよう、ホームページや公式 SNS では、地方分権改革の取組に関する様々な情報を掲載しています。例えば、提案募集方式の分かりやすい解説動画、現地取材映像を交えて具体的事例を取りまとめた成果事例集、シンポジウムの模様などをご覧いただけます。

● 内閣府「地方分権改革」ホームページ
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/

● 内閣府地方分権改革推進室　公式 Facebook
https://www.facebook.com/cao.bunken

● 内閣府地方分権改革推進室　公式 X
https://x.com/cao_bunken

# 地域経済活性化支援機構担当室

- 地域経済活性化支援機構（REVIC）は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、中小企業者等の事業再生支援や地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的としています。
- 地域経済活性化支援機構担当室は、REVIC の業務が適切に行われるよう監督しています。

## 地域経済活性化支援機構（REVIC: Regional Economy Vitalization Corporation of Japan）

### ■ 事業再生支援

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者等の事業再生支援を行っています。REVIC は、金融機関等の債権者間の調整、出資、融資、債権買取、経営人材の派遣等を行います。

### ■ ファンドを通じた支援

地域金融機関等と連携しつつ、地域経済の活性化に資する資金供給を行うファンドに参画しています。

REVIC は、平成 28 年熊本地震、平成 30 年７月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風等の際にも復興ファンドの運営を担うなど、大規模災害の被災地域におけるなりわい再建支援に取り組んでいます。

REVIC が参画するファンドにより
再生した宿泊施設の事例
（千葉県香取市佐原）

### ■ 再チャレンジ支援

経営者保証が付された融資にかかる債権を REVIC が買い取ることなどを通じ、事業者の債務の整理に貢献し、経営者の再チャレンジを支援しています。

### ■ 専門家派遣

地域における事業者支援の担い手である地域金融機関等に対し、事業再生に関する専門家や、新事業の創出等地域経済の活性化に資する事業活動に関する専門家を派遣しています。

### ■ 主な実績

［REVIC 発足以来の累計（令和７年３月末時点）］

（１）事業再生支援：　支援決定　96 件

（２）ファンドを通じた支援：
REVIC が出資するファンドによる投資実行
446 件（1,116 億円）

（３）再チャレンジ支援：　支援決定 194 件

（４）専門家派遣：　派遣決定 256 件

### ● 最近の主なトピックス

令和６年能登半島地震を受けて REVIC は、既往債務が負担となり事業再建に必要な新規資金調達が困難になる、いわゆる二重債務問題に対応するための「能登半島地震復興支援ファンド」に参画しています。

# アイヌ施策推進室

アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策推進地域計画の認定及び交付金に関する事務を行っています。

## アイヌ施策推進地域計画の認定

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)第7条の規定に基づき、政府が定めることとしている「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が令和元年9月6日に定められました。市町村はこの基本方針に基づき、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(アイヌ施策推進地域計画)を作成し内閣総理大臣の認定を受けます。

## アイヌ政策推進交付金の交付

認定を受けた「アイヌ施策推進地域計画」に基づき市町村が実施する事業に対して交付金を交付します（交付率は８／１０、市町村の負担部分については地方財政措置あり。)。文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた取組を支援しています。

● 支援する取組

・伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援
・アイヌ文化の体験交流
・アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施
・アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営
・アイヌ文化のブランド化推進
・木工芸品等の材料供給システムの整備
・アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備
・アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援
・アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援　等

アイヌ文化の体験交流

## 法律の特例措置等

「アイヌ施策推進地域計画」に内閣府令で定める事項を記載し認定を受けた場合、法律上の特例措置等の対象となります。

● 法律上の特例措置

・国有林野における林産物の採取に関する特例
・伝統的儀式等のためのさけの捕獲に関する配慮
・地域団体商標の出願に係る手数料・登録料の減免

# 政策統括官（防災担当）

我が国は、その厳しい自然条件から、各地で多くの自然災害が発生しています。自然災害から国民の生命、身体、財産を守るため、関係省庁と緊密に連携を図りつつ、災害の予防、応急、復旧・復興対策に努め、災害に強い国づくりを推進します。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（災害緊急事態対処担当）
- 参事官（地方・訓練担当）
- 参事官（調査・企画担当）
- 参事官（防災計画担当）
- 参事官（普及啓発・連携担当）
- 参事官（防災デジタル・物資支援担当）
- 参事官（避難生活担当）
- 参事官（被災者生活再建担当）
- 参事官（復旧・復興担当）

## 防災に取り組む体制

国民の生命・財産を守る防災の推進には、国、地方公共団体、企業・団体など、多様な関係者が連携して取り組むことが重要です。

そのため、内閣総理大臣をはじめとする全大臣や公共機関の代表者等で構成し、災害対策基本法に基づき設置されている「中央防災会議」において、次のような方針や計画などの策定等を行っています。

・防災基本計画の作成及びその実施の推進
・内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じての防災に関する重要事項の審議（防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）等
・防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申

## 災害対策の総合的な推進

～災害対応、被災者支援、啓発、調査検討、訓練など

### ● 災害発生時の対応

災害発生時には、関係機関が緊密に連携して被害情報を迅速に把握するとともに、人命第一の災害応急対策やインフラ・ライフラインの復旧に取り組みます。

・政府の災害対策本部の設置及び会議の開催
・内閣府調査チーム等による現地情報の収集及び被災地方公共団体が行う災害対応に関する支援

令和６年能登半島地震非常災害対策本部会議の様子
（令和６年１月２日）

現場視察の様子（岩手県）

## ● 被災者支援

災害で被災された方々を支援する制度を担っています。

・災害救助法に基づく避難所の供与、仮設住宅の提供、食品や飲料水、生活必需品の提供等
・被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給　など

令和６年能登半島地震における応急仮設住宅
（写真提供：石川県）

## ● 教育・啓発活動

・国民一人一人の防災意識を高め、日頃から具体的な行動を実践いただく国民運動を積極的に展開
・災害ボランティア活動の環境整備
・地区防災計画の策定促進、企業の事業継続計画の策定促進　など

第 10 回防災推進国民会議の様子

## ● 国際防災協力の推進

防災先進国として国際防災協力を推進しています。

・第３回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」の各国における着実な実施に貢献
・G20 防災作業部会等の国際防災協力プロセスに参画
・「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会」を設立し日本の防災技術や知見の国際的な活用を推進　など

2024 年 G20 防災閣僚級会合での日本代表団

## ● 人材育成・防災訓練

・国や地方公共団体等の職員を対象とした防災スペシャリスト養成研修
・大規模地震を想定した政府の災害対応訓練
・地域住民を対象とした地震・津波防災訓練　など

## ● 地震・津波・火山・大規模水害等の防災・減災対策の推進

大規模災害に備えるため、様々な調査、政策検討、計画作成などに取り組んでいます。

・南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震対策の推進
・津波避難施設の整備促進など、津波避難対策の推進
・避難計画や避難確保計画の作成促進など、火山防災対策の推進
・近年の豪雨災害を踏まえた避難対策の強化　など

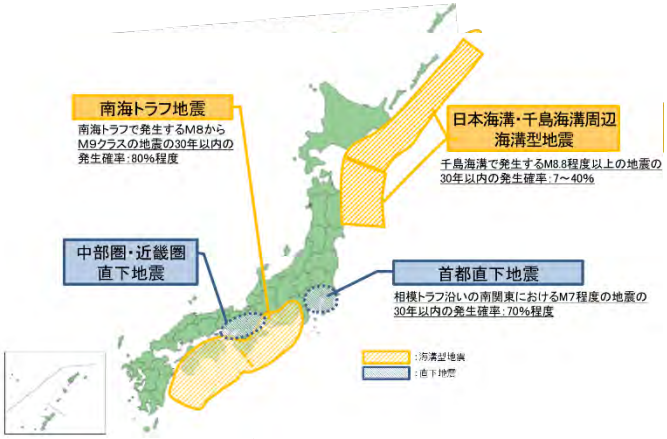


想定される大規模地震

**最近のトピック～**
**・防災庁設置に向けた検討**
**・災害対策基本法等の一部を改正する法律案について**

## ● 防災庁設置に向けた検討

令和６年 10 月、令和８年度中に防災庁の設置を目指すことが示され、令和６年 10 月に発足した内閣官房防災庁設置準備室において防災庁設置に向けた検討が進められています。内閣府防災担当においても、防災庁の設置を見据え、令和７年度からその体制を予算と人員の両面から強化しました。

## ● 災害対策本法等の一部を改正する法律案について

令和６年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずるため、第 217 回国会に災害対策基本法等の一部を改正する法律案を提出しました。

# 政策統括官（原子力防災担当）

原子力防災担当では、万が一の原子力災害に備え、関係省庁及び関係自治体と一体となり、各地域の原子力防災体制の充実・強化に取り組んでいます。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（地域防災担当）
- 参事官（地域充実化担当）
- 参事官（訓練・人材育成担当）

## 地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援

平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議で、政府が各自治体の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する方針が決定されました。これに基づき、国の関係省庁と関係自治体が一体となって地域の原子力防災体制の充実・強化に取り組むことを目的として、原子力発電所がある 13 地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、避難計画を含む地域の緊急時対応の取りまとめ・改定を行っています。

## 原子力総合防災訓練の実施

原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で、原子力総合防災訓練を実施しています。令和 6 年度は、2 月 14～16 日に、九州電力株式会社川内原子力発電所を対象に実施しました。

- 令和６年度原子力総合防災訓練の様子

石破内閣総理大臣と関係閣僚の参加による
原子力災害対策本部会議(首相官邸)での訓練

現地参集要員による活動状況(鹿児島県原子力防災センター)

## 関係道府県の原子力防災対策への財政的支援

内閣府では、原子力発電所等の立地・隣接道府県が行う放射線測定器などの防災資機材の整備、オフサイトセンターの整備、屋内退避施設等への放射線防護対策等の原子力防災対策への財政的支援を行っています。

原子力防災対策に必要な資機材等の例

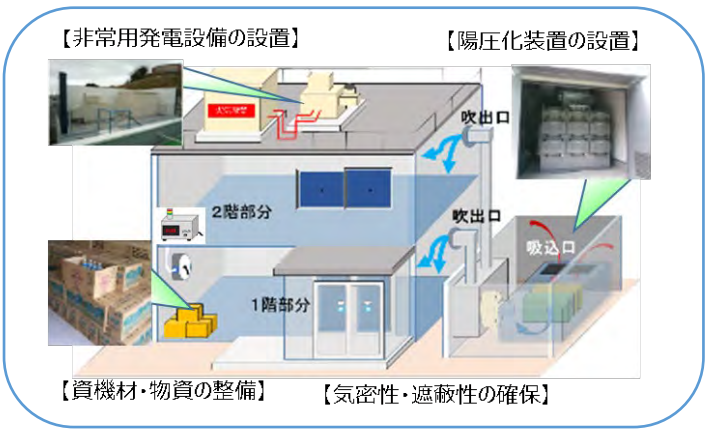


屋内退避施設等への放射線防護対策

## 関係自治体の原子力防災対策への技術的支援

内閣府では、放射線防護対策に係る調査研究や、原子力災害時に行われる避難退域時検査及び簡易除染や甲状腺被ばく線量モニタリングの運用方法の検討をはじめとする様々な調査、検討等を通じて、関係自治体に対して原子力防災対策に関する技術的支援を行っています。

屋内退避に関するリーフレットの作成

避難退域時検査等の運用に関する手引きの作成

## 原子力防災会議

原子力基本法に基づき内閣総理大臣を議長、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長を副議長とする原子力防災会議が内閣に設置されています。会議の役割は次のとおりです。

- 原子力防災会議の役割

・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進
・原子力事故が発生した場合において長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

## 原子力災害対策本部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故について、原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策等を推進するため、原子力災害対策特別措置法に基づき設置されました。

## 原子力防災に関する国際協力

国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関やアメリカ、フランス等の諸外国と連携・協力し、我が国の原子力防災の一層の向上及び国際的な情報発信に努めています。

# 男女共同参画局

男女共同参画は政府の重要かつ確固たる方針であり、国際的にも共有されている守るべき規範です。男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶、男女共同参画の裾野を広げる地域における取組などを行っています。

**総務課**

調査室

**推進課**

**男女間暴力対策課**

性犯罪・性暴力対策室

男女がともに活躍できる社会へ
内閣府
男女共同
参画局

## 男女共同参画基本計画

男女共同参画局では、男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、政府一体となった取組を総合的かつ計画的に推進しています。

令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「5次計画」という。）では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、

- 2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
- そのための通過点として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める

こととしています。

また、5次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、11の個別分野において、基本認識、施策の基本的方向及び具体的な取組を定め、関係省庁で連携して取組を進めています。

なお5次計画の計画期間は令和7年度末までとなっており、計画策定に向けた「基本的な考え方」についての内閣総理大臣からの諮問（令和6年 12 月 13 日）に応じ、第6次男女共同参画基本計画（以下「6次計画」という。）の検討を開始しました。

## 女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）

各省庁の毎年度の予算編成プロセスや制度改正プロセスに女性活躍・男女共同参画の視点をしっかりと入れるため、毎年6月を目途に、政府として当該年度及び翌年度に重点的に取り組むべき事項を取りまとめた、「女性版骨太の方針」（女性活躍・男女共同参画の重点方針）を決定しています。

石破内閣では、「若者や女性にも選ばれる地方」を柱に掲げ、若者や女性が働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、無意識の思い込みの解消や男女間の賃金格差の是正、女性起業家のネットワーク構築支援等に取り組むこととしています。こうした認識のもと、現在（令和7年4月）、「女性版骨太の方針 2025」の策定に向けて、政府一体で取組の具体化を進めています。

男女共同参画会議
（令和6年 12 月 13 日）

## 計画実行・監視専門調査会
## 女性に対する暴力に関する専門調査会
## 第６次基本計画策定専門調査会

関係閣僚と民間有識者により構成され、男女共同参画に関する大きな方向性について総理官邸で議論を行う「男女共同参画会議」の下には、より具体的な議論を行うための三つの専門調査会（「計画実行・監視専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」並びに「第６次基本計画策定専門調査会」）が設置されています。

専門調査会では、５次計画の実行状況の監視や、女性の経済的自立、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等、各分野における女性活躍の推進などの「女性版骨太の方針」策定に向けて集中的に議論すべき課題、女性に対する暴力の防止や被害者支援、６ 次計画策定の方向性や全体的な方針などについて、各府省の局長・審議官出席のもと議論を行っています。

第６次基本計画策定専門調査会及び
計画実行・監視専門調査会（合同開催）
（令和６年 12 月 24 日）

## DV・性暴力等の暴力の根絶

配偶者等への暴力（DV）や性犯罪・性暴力等の暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

このため、男女共同参画局では、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながる DV 相談ナビ（全国共通電話番号）を始め、DV 被害者の多様なニーズに対応できるよう相談体制の整備や民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進を支援しています。

また、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター等の運営に係る支援や性犯罪・性暴力被害相談支援体制の充実を進めています。

さらに、「女性に対する暴力をなくす運動」や「若年層の性暴力被害予防月間」を始めとする広報啓発活動、女性に対する暴力の実態を把握するための調査研究、支援に携わる人材の育成を図るため各機関の職務関係者に対する研修等を行っています。

令和６年度女性に対する暴力をなくす運動
パープル・ライトアップ

令和６年度女性に対する
暴力をなくす運動
ポスター

令和７年度若年層の
性暴力被害予防月間
ポスター

## 国際的協調

男女共同参画は、国際社会の取組と密接に関係しており、国際的協調が重要です。また、近年はＧ7・G20 やアジア太平洋経済協力（APEC）において担当大臣会合が開催されるなど、国際的にも女性活躍や男女共同参画の重要性が高まっています。

男女共同参画局では、国連女性の地位委員会を始め、Ｇ7、Ｇ20、APEC、OECD 等における国際的議論への参画や各国との政策対話などを通じて、我が国の取組を効果的に発信するとともに、国際的な議論や海外の取組などを国内の議論に取り込むようにしています。また、2024 年に政府報告審査が実施された女子差別撤廃条約を始めとして、男女共同参画に関連の深い各種の条約や国際規範・基準等を周知徹底するとともに、国内における実施強化に努めています。

女子差別撤廃条約第９回政府報告審査
（令和６年 10 月 17 日）

# 政策統括官（共生・共助担当）

年齢・障害等に関わりなく安全・安心に暮らせ（共生）、互いに支え合う（共助）社会の実現に資するビジョン、目標、施策の方向性を、政府の基本方針（大綱や計画など）として定め、政府一体の取組として強力に推進しています。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（総合調整担当）
- 参事官（青年国際交流担当）
- 参事官（高齢社会対策担当）
- 参事官（障害者施策担当）
- 参事官（交通安全対策担当）
- 参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当）
- 参事官（共助社会づくり推進担当）
- 休眠預金等活用担当室
- 成果連動型事業推進室

## 青年国際交流

日本と世界各国の青年の交流を通じ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーを育成することを目的に、青年国際交流事業を実施しています。

具体的には、航空機による派遣・招へい又は船による多国間交流を行う５事業（国際社会青年育成事業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業）があります。

事業に参加した日本青年は 18,000 人を超え、事業で得た成果を社会へ還元するため、様々な社会貢献活動を活発に行っています。

令和６年度「世界青年の船」事業

## 高齢社会対策

高齢社会対策基本法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として高齢社会対策大綱を作成し、高齢社会対策の総合的な推進を図るとともに、毎年度高齢社会白書を作成しています。

また、高齢社会対策に関する調査研究、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介や高齢社会フォーラムの開催等による国民に対する広報・啓発活動を行っています。さらに、高齢化等で地域社会の担い手が不足することが懸念されていることを踏まえ、他分野、多世代にわたって地域の活力たる担い手を確保し、担い手と課題とをマッチングすることで具体的な課題に解決に取り組むプラットフォーム（仕組み）づくりを実証する事業を新たに実施しています。

令和６年版高齢社会白書

高齢社会フォーラム

## 障害者施策

■　障害者施策の総合的・計画的な推進

障害の有無にかかわらず、全ての国民が互いに尊重し理解し合える「共生社会」を実現するため、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」を策定し、同基本計画に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、障害当事者等により構成される「障害者政策委員会」において、その実施状況を監視しています。

■　障害を理由とする差別の解消の推進

障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供等について定めた「障害者差別解消法」に基づき、関係省庁や地方公共団体等の多様な主体と連携しつつ、障害者差別の解消に向けた各般の取組を推進しています。

■　障害者に対する理解の促進

障害者基本法では、毎年 12 月 3 日～9 日を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に国及び地方公共団体が、民間団体等と連携協力を図りながら、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する様々な広報啓発の取組を集中的かつ包括的に実施しています。

令和６年度「障害者週間」関係表彰式
（辻清人内閣府副大臣から表彰状の授与を受ける「ポスター」（中学生区分）最優秀賞受賞者の田中海凪さん）

## バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策

■　バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦やこども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、毎年度、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣による表彰を行い、その優れた取組の普及・啓発を進めています。

■　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、毎年度公表しています。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰　表彰式

## 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進

■　理解増進施策の総合的・計画的な推進

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究等を実施するとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする基本計画の策定に取り組んでいます。

■　理解増進施策の総合的・効果的な推進

関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営を通じ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。

## 交通安全対策

■　交通安全対策の推進

交通の安全に関する施策の大綱である交通安全基本計画を作成し、関係省庁等と連携して各種施策を強力に推進しています。現行の第 11 次計画では、令和 7（2025）年までに、年間の 24 時間死者数を 2,000 人以下とし、世界一安全な道路交通を実現すること等を目標としています。

■　全国交通安全運動等

交通事故防止の徹底を図ることを目的とし、行政、関係機関、民間団体等が連携して、全国交通安全運動を年 2 回実施しています。このほか、交通安全フォーラムの開催等の交通安全普及啓発活動や交通安全ボランティア等の育成等を行っています。

## 特定非営利活動法人（NPO 法人）制度

特定非営利活動促進法（NPO 法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格（NPO 法人）を付与することで、ボランティア活動等の市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するものです。NPO 法施行後 25 年が経過し、NPO 法人は約 5 万法人、そのうち税制上の優遇措置がある認定・特例認定 NPO 法人は 1,200 法人を超え、その役割はますます重要になっています。内閣府では、これらの制度の普及などに取り組んでいます。

**ＮＰＯ法人の活動分野（２０分野）**

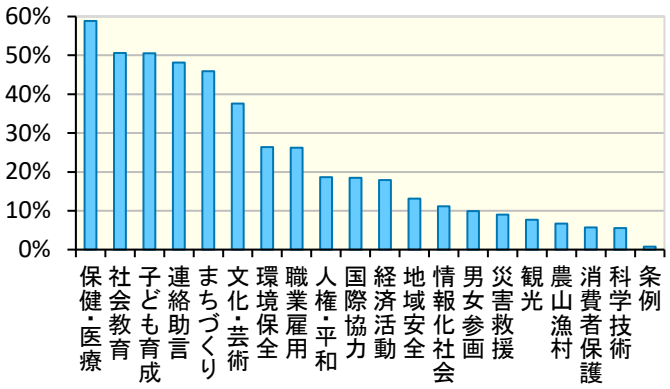


注）令和６年９月末時点。
１つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は 100%にならない。

## 休眠預金等活用制度

休眠預金等活用制度とは、休眠預金等活用法に基づき、10 年以上取引のない預金等（休眠預金等）を活用し、子ども及び若者への支援、生活困難者支援、地域活性化等支援の３分野で、民間の公益活動を支援するものです。令和元年度の運用開始以来、約 1,350 の事業に活用され、助成・出資予定総額は累計で約 362 億円になります（令和７年３月末時点）。

令和５年に休眠預金等活用法が改正されたことにより、これまでの助成事業に加えて、新たな支援制度として、①人材・情報面からの非資金的支援のみを行う「活動支援団体」の創設、②新たな資金提供手法としての「出資事業」が始まりました。

内閣府では、本制度の円滑な運用に向けた環境整備や制度の普及・発信等に取り組んでいます。

## 成果連動型民間委託契約方式（PFS）の推進

成果連動型民間委託契約方式（Pay for Success:PFS）とは、民間委託等に際して、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う官民連携の手法です。また、PFS の一類型として SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）があり、これは、受託者が予め資金提供者から事業に必要な資金調達を行い、その償還等を成果連動支払から行うスキームです。

例えば、糖尿病性腎症による人工透析移行リスクが高い人を対象に行う保健指導について、生活習慣改善率、腎機能低下抑制率等の成果指標に応じて委託料を支払う事業等があります。従来の仕様発注に比べ、住民の満足度の向上、民間事業者の創意工夫や取組意欲の向上、行政のワイズスペンディングなどの効果が期待されます。

PFS を推進するため、関係省庁と決定したアクションプランに基づき、PFS 事業実施のための分野横断的なガイドラインの策定、地方公共団体が実施する PFS 事業を対象とした複数年にわたる補助事業、PFS 事業実施のための支援事業などに取り組んでいます。今後も、官民双方のニーズを踏まえ、医療・健康、介護分野での横展開に加え、再犯防止、就労支援、環境、まちづくり等の分野での事例構築を進めていきます。

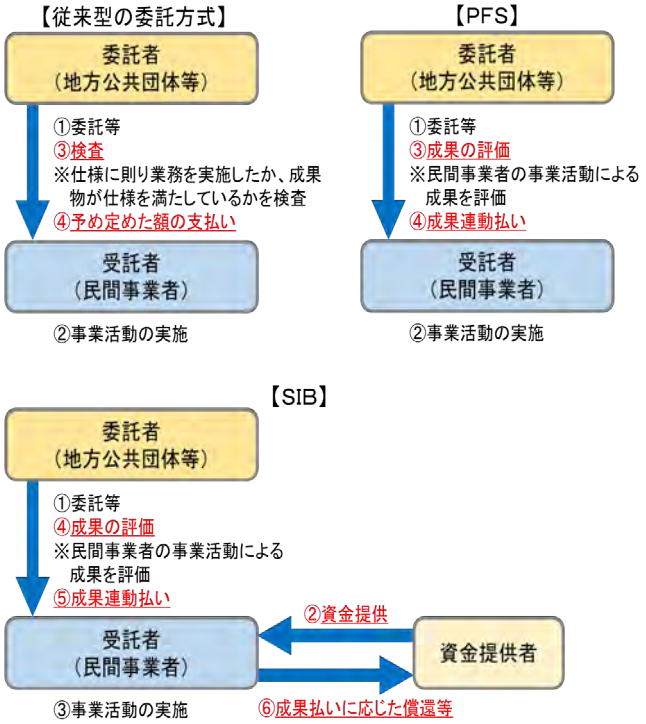

# 孤独・孤立対策推進室

顕在化・深刻化する孤独・孤立の問題に対応するため、孤独・孤立対策推進法に基づく総合的な政策の推進に取り組んでいます。

## 孤独・孤立対策推進法について

### ■ 制定の背景及び経緯

社会に内在する孤独・孤立の問題に対して継続的・長期的な政策対応を担保するため、国及び地方において孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することを目的に、第 211 回国会に孤独・孤立対策推進法案を提出しました。同法は、令和５年５月 31 日に成立し、６月７日に公布されました（令和６年４月１日施行）。

この法律は、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態（孤独・孤立の状態）にある者への支援等に関する取組（孤独・孤立対策）について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等について定めています。孤独・孤立対策推進室では、孤独・孤立対策推進法に基づいた総合的な政策の推進に取り組んでいます。

### ■ 推進体制について

孤独・孤立対策推進法に基づき、内閣府に特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を置くこととされました。

孤独・孤立対策推進本部は、内閣総理大臣を本部長とし、各省の大臣を本部員として、「孤独・孤立対策重点計画」の作成及びその実施の推進のほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議することとしています。

## 孤独・孤立対策重点計画について

令和６年６月に孤独・孤立対推進本部において、法律に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を策定（令和７年５月に改定）しました。

重点計画には、以下のとおり、孤独・孤立対策の基本理念及び基本方針を定めています。

### ● 基本理念

（１）孤独・孤立双方への社会全体での対応
（２）当事者等の立場に立った施策の推進
（３）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

### ● 基本方針

（１）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
（３）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
（４）孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

このような重点計画に沿って、関係府省庁の各施策の着実な実施を通じて、孤独・孤立対策を総合的に推進しています。

## 官・民・NPO 等の連携の推進

### ■　孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

複雑化・多様化する孤独・孤立の問題に支援機関が単独で対応することが困難な状況であることに鑑み、孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO 等の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和４年２月に設立しました。プラットフォームでは、主な活動として、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有・相互啓発活動を行っており、令和７年６月１日時点で、会員数は 422 団体、協力会員や賛助会員を合わせると 637 団体が参加しています。

孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

### ■　地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO 等の関係者の連携を促進するため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業」を実施しています。これにより、地方における官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進しています。令和４年度 29 団体、５年度 15 団体、６年度は新たに創設した交付金によるものを含め 32 の地方公共団体において取り組んでいただいています。

### ■　地方公共団体及び NPO 等への支援

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金により、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO 等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組を支援します。また、就職氷河期世代を含む中高年層について、地方公共団体と連携し、社会参加やリ・スキリングを含めた就労・活躍に向けた支援を行います。

さらに、孤独・孤立の予防や早期対応に資する日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する NPO 等の先駆的な取組を支援します。

## 一元的な相談支援体制の推進

### ■　孤独・孤立相談ダイヤル#9999

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指し、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みの構築等に向けた取組として、令和４年度より「＃9999」を用いた相談ダイヤルの試行を実施しています。

令和６年度においては、孤独・孤立対策強化月間の５月２日 10 時～５月７日 10 時及び、クリスマスや年末年始の期間が含まれる 12 月 25 日 10 時～1 月４日 10 時の２回にわたり実施し、相談者の悩みに応じた相談窓口や支援につなぎました。

## 情報発信の充実

### ■　孤独・孤立対策ウェブサイト

各種支援制度や相談先の情報の一元化を図るため、孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」を開設しています。本ウェブサイトでは、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して、利用者の悩みに応じて適切な支援制度や相談先を自動応答で紹介するチャットボットを搭載しています。

### ■　孤独・孤立対策強化月間

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて検討を重ね、「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組の一つとして、毎年５月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を行うこととしています。

令和７年の「孤独・孤立対策強化月間」においては、周知ポスターのプラットフォーム会員団体・地方自治体・各交通事業者、郵便局等での掲示、専用 Web ページにおける情報発信、孤独・孤立対策に資する取組を行う団体の活動紹介、オンライン空間を活用したイベント等を実施しています。

孤独・孤立対策強化月間啓発用ポスター

孤独・孤立に寄り添う光の妖精
ヒカリノ
（孤独・孤立対策マスコットキャラクター）

## 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

孤独・孤立対策の推進にあたって、孤独・孤立の実態を把握するため、政府では孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）を実施しています。令和６年 12 月には４回目となる調査を実施しました。今後は、この調査結果を踏まえた政策の推進に取り組みます。

# 公益認定等委員会事務局、公益法人行政担当室

- 公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間の法人のことです。行政部門や民間営利部門で満たすことが難しい社会ニーズを満たそうという志ある人の集まりである公益社団法人と、財産の集まりである公益財団法人があります。公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。
- 公益認定等委員会は、行政庁（内閣総理大臣）からの諮問に応じ、公益認定の処分等について答申を行うとともに、公益法人等の監督などを行います。

公益認定等委員会事務局

総務課

公益法人行政担当室

参事官

## 公益法人の認定

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁（注１）による認定（公益認定）を受けることにより、公益社団法人又は公益財団法人と称することになります。

注１　２以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人等は内閣総理大臣、それ以外は都道府県知事

### ■　公益法人の認定基準

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について公益認定法に定められた基準を満たす必要があります。

以下の観点から、様々な認定基準が定められています。

(1)公益性 - 公益に資する活動をしているか
(2)ガバナンス - 公益目的事業を行う能力・体制があるか

## 公益法人の監督

公益法人が自ら適切な情報開示を行い、ガバナンスを確立することが公益法人制度の基本です。行政庁による監督は、公益認定法などにより明確に定められた要件に基づき、行われます。

### ■　監督の方法

監督に当たっては、公益法人から提出される事業計画書・事業報告等により法人の事業等が公益認定法の公益認定基準に合致しているかなどを確認するとともに、法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において立入検査や報告徴収を行います。

公益認定法に違反する疑いがある場合には、勧告や命令により法人に是正を求め、場合によっては公益認定を取り消すこともあります。

## 公益認定等委員会

公益法人制度に対する信頼性を確保するために、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等に対しては、客観性・透明性を担保することが求められています。

このため、公益認定法においては、民間有識者による合議制の機関（注２）が行政庁の行う処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられています。

注２　国にあっては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあっては各都道府県の合議制機関

### ●　公益法人 information

公益法人制度の詳細は公益法人 information を御覧ください。

https://www.koeki-info.go.jp/

# 食品安全委員会事務局

- 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。
- また、食品安全委員会事務局は、委員会の事務を処理しています。

総務課

評価第一課

評価第二課

情報・勧告広報課

## 食品安全を守る仕組み（リスクアナリシス（リスク分析））

リスクアナリシスとは、食品に含まれる危害要因を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方であり、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの３要素からなるものです。

我が国は、リスクアナリシスの考え方に基づき、関係省庁が連携して食品の安全性を確保しています。

## リスク評価（食品健康影響評価）

リスク評価とは、食品に含まれる可能性のある添加物、農薬や微生物などの危害要因が人の健康に与える影響について科学的に評価することです。

食品安全委員会は、7 名の委員、約 190 名の専門委員、約 120 名の事務局員により構成され、平成 15 年 7 月の設立以来、3,000 件を超えるリスク評価を実施しています。

- 専門調査会
  - ・企画等
  - ・添加物
  - ・農薬第一
  - ・農薬第二
  - ・農薬第三
  - ・農薬第四
  - ・農薬第五
  - ・動物用医薬品
  - ・器具・容器包装
  - ・汚染物質等
  - ・微生物・ウイルス
  - ・プリオン
  - ・かび毒・自然毒等
  - ・遺伝子組換え食品等
  - ・新開発食品
  - ・肥料・飼料等
- ワーキンググループ

特定の分野について集中的に審議を行うワーキンググループを以下のとおり設置しています。

- ・栄養成分関連添加物 WG
- ・薬剤耐性菌に関する WG
- ・評価技術企画 WG
- ・有機フッ素化合物（PFAS） WG
- ・食事由来の化学物質のばく露評価 WG
- ・ビスフェノール A WG

## リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは、リスクアナリシスの全過程において、消費者を始めとした関係者（ステークホルダー）がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。

食品安全委員会では、リスク評価の内容などについてホームページ、メールマガジン、Facebook、ブログ、X などを通じて情報発信を行うとともに、関係省庁や地方公共団体と連携しつつ、意見交換を行っています。

- 食品安全委員会ホームページ
  https://www.fsc.go.jp/

# 消費者委員会事務局

- 消費者委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき内閣府に設置された審議会です。
- 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について自ら調査審議し、内閣総理大臣や関係大臣等に対する建議等を実施しています。また、内閣総理大臣や関係大臣等の諮問に応じて調査審議を行っています。
- 内閣総理大臣に対して必要な勧告を行うほか、個別の法律に基づき意見表明を行っています。
- 消費者委員会事務局は、こうした委員会の機能が十分に発揮されるよう委員会の審議をサポートしています。

## 消費者委員会の構成

消費者委員会は、内閣総理大臣が任命した委員（10 人以内）で組織されます。
消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、消費者委員会本会議のほか、食品表示部会、公共料金等専門調査会などの部会・専門調査会等を設置して調査審議を行います。

消費者委員会の様子（第 450 回消費者委員会本会議で挨拶をする伊東大臣と消費者委員会各委員）

## 消費者委員会における主な審議事項等

● 建議等を行った主な事項

・SNS を利用して行われる取引における消費者問題
・特定商取引法及び預託法における契約書面等の電磁的方法による提供について
・いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題
・身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題
・健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直し
・商業施設内の遊戯施設における消費者安全
・電子マネーに関する消費者問題
・消費者をエンパワーするデジタル技術に関する消費者委員会意見
・次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見
・サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見
・消費者基本計画工程表に係る意見　等

（令和７年４月末時点で、建議 23 件、提言 18 件、意見 117 件等を実施）
このほか、内閣総理大臣等からの諮問を受けて調査審議し、答申を行っています。

● 現地調査、意見交換会の実施

地方消費者行政等の現場の声に真摯に耳を傾け、実態を把握するために、消費者委員会の委員が直接出向き、現地調査を行っています。
令和６年８月には静岡県沼津市を訪問し、地方消費者行政や消費生活相談をめぐる現状等について、意見交換を行いました。
また、消費者団体を始めとした関係団体等から忌たんのない御意見・御要望を伺うため、定期的に、意見交換会を開催しています。

● 消費者委員会ホームページ
https://www.cao.go.jp/consumer/

# 科学技術・イノベーション推進事務局

我が国の科学技術・イノベーション政策は、総合科学技術・イノベーション会議を司令塔として推進しており、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）の下、その事務局を担い、科学技術・イノベーション政策に関する企画立案や総合調整、重要政策会議の運営などの幅広い事務を遂行しています。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（統合戦略担当）
- 参事官（研究環境担当）
- 参事官（教育・人材担当）
- 参事官（大学改革・ファンド担当）
- 参事官（イノベーション推進担当）
- 参事官（SIP/BRIDGE 担当）
- 参事官（重要課題担当）
- 参事官（未来革新研究推進担当）
- 参事官（原子力担当）

## 国際競争をリードする科学技術立国・日本

科学技術・イノベーションは、我が国の成長戦略の柱であり、社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力です。また、気候変動や感染症、自然災害等の脅威が高まり、先端技術をめぐる国家間の覇権争いが激化する中で我が国の安心・安全を確保する観点からも、ますます重要性が高まっています。さらに、技術力の適切な活用は、安全保障環境の改善にも重要な役割を果たすことが期待されます。

かつてない大胆な予算を確保し、国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーションを実現していきます。

## 総合科学技術・イノベーション会議

総合科学技術・イノベーション会議（Council for Science, Technology and Innovation : CSTI）は、内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣のリーダーシップの下、科学技術・イノベーション政策の推進のための司令塔として、我が国全体の科学技術・イノベーションを俯瞰し、総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整を目的とした政府の「重要政策に関する会議」の一つです。

内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長（日本学術会議会長）及び有識者７名の計 14 名の議員で構成されています。

総合科学技術・イノベーション会議の様子

## 科学技術・イノベーション基本計画

「科学技術・イノベーション基本計画」は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定されている５か年の科学技術・イノベーション政策の基本方針です。

令和３年度から開始した第６期基本計画では、第５期基本計画で打ち出した「Society 5.0」という社会像をさらに具体化し、「サイバー空間とフィジカル空間の融合」という手段の活用を前提とした、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全・安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」とまとめています。

■統合イノベーション戦略

総合科学技術・イノベーション会議が司令塔となり、科学技術･イノベーション基本計画で目指す Society 5.0 の実現に向け、毎年「統合イノベーション戦略」を策定しています。同戦略では、基本計画の進捗状況を確認するとともに、１年間の国内外における科学技術・イノベーションを巡る情勢を分析して、強化すべき機能、新たに取り組むべき課題を抽出して、施策の見直しを行っています。科学技術・イノベーション政策の３つの柱として、①先端科学技術の戦略的な推進、②知の基盤（研究力）と人材育成の強化、③イノベーション・エコシステムの形成を掲げ、府省庁が横断的かつ一体的に、迅速かつ確実に推進することによって、Society 5.0 の実現を進めていきます。

## 大学改革

我が国最大かつ最先端の「知」の基盤である大学が、個々の強みを伸ばして多様化し、研究力を高めるとともに、大学で学ぶ個人の多様な自己実現を後押しするよう、大学改革を進めていきます。特に、世界最高水準の研究大学の実現に向けた、10 兆円規模の大学ファンドによる国際卓越研究大学への支援と、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ研究大学の多様な機能を強化し、我が国の成長の駆動力へと転換させる「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」による支援を両輪として推進し、我が国全体の研究力の底上げを図ります。

## スタートアップ・エコシステム

大学等で生み出される優れた技術や能力を有する若者のポテンシャルを開放して、新たな産業や社会変革につながるイノベーションを次々と起こしていくためには、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの形成が不可欠です。

イノベーションの源泉となる大学等を中核とするイノベーション・エコシステムを形成し、ディープテック分野を中心とする大規模なスタートアップを創出するため、SBIR（Small/Startup Business Innovation Research）制度の強化やグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の具体化を通じたディープテック分野への支援強化等を推進していきます。

## 経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）

K Program は、経済安全保障の維持・確保の観点から重要な先端技術の実用化に向けた研究開発を支援するプログラムです。常に変遷する国際情勢・社会情勢等を踏まえ、機動的かつ柔軟な支援を行うことが重要であり、検討を進めているシンクタンクの成果等も活用しながら支援対象とする技術について不断に追加等を行い、充実を図ることが重要です。これにより、我が国の技術面での優位性・不可欠性の確保、維持を図ります。

また、本プログラムにおいては、得られた研究成果を民生利用のみならず、公的利用につなげていくことを指向する点にも特徴があります。このため、本プログラムを運営する基金を経済安全保障推進法に基づく指定基金として指定し、官民の伴走支援を通じて研究開発に有用な情報の共有などを行う枠組みとして協議会を設置することで、研究成果の社会実装を促進しています。

## SIP/BRIDGE

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）は、総合科学技術・イノベーション会議が、府省・分野の枠を超えた産学官連携による研究開発を、基礎研究から社会実装までを見据えて一気通貫で取り組む国家プロジェクトです。社会的課題の解決や日本経済・産業競争力の強化にとって重要な課題を設定するとともに、プログラムディレクター及び予算配分を総合科学技術・イノベーション会議がトップダウンで決定し、実施しています。

平成 26 年度から 30 年度までを第１期、平成 30 年度から令和４年度までを第２期として実施しました。

令和５年度からは第３期として、Society5.0 の実現に向けてバックキャストにより設定した 14 課題の取組を開始しています。併せて、SIP や各府省制度による研究開発成果の社会実装を推進するため、研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）を開始しています。

SIP 及び BRIDGE のシンボルマーク

## ムーンショット型研究開発制度

ムーンショット型研究開発制度は、我が国が抱える少子高齢化や地球温暖化などの社会課題に対し、人々を魅了する野心的な目標を国が設定し、挑戦的な研究を推進するものです。未来の「Human Well-being」（人々の幸福）の実現を目指し、現在 10 個のムーンショット目標を掲げ、研究開発を推進しています。

● 10 個のムーンショット目標

## 原子力政策

原子力利用に関する政策について審議等を行う原子力委員会の事務局を担当しています。原子力委員会では、原則として毎週公開の委員会にて議論を実施するとともに、今後の原子力政策について政府としての長期的方向性を示す羅針盤となる「原子力利用に関する基本的考え方」の策定や、原子力白書の発刊等を行っています。

また、原子力発電施設等立地地域特別措置法を所管しています。

# 知的財産戦略推進事務局

- 知的財産戦略本部は、「知的財産基本法」に基づいて平成 15 年に設置され、毎年、政府全体の知的財産推進計画を作成し、知的財産に関する重要施策の企画・推進・総合調整を行っています。知的財産戦略推進事務局は、本部の事務を処理しています。
- 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）の下、クールジャパンに関する企画立案と各府省の総合調整を行っています。

参事官（総括担当）

参事官（国際標準化戦略推進担当）

参事官（産業競争力強化担当）

参事官（コンテンツ振興担当）

参事官（クールジャパン戦略推進担当）

## 知的財産戦略の推進

知的財産戦略本部は、平成 30 年 6 月に、2025 年～2030 年頃を見据えた中長期の展望及び施策の方向性を示した、「知的財産戦略ビジョン」を決定しました。

この「知的財産戦略ビジョン」において掲げた「価値デザイン社会」の実現に向け、知的財産戦略本部の下に設置された構想委員会において、「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた検討を行い、令和７年６月の知的財産戦略本部で決定しました。

また、スタートアップ・大学の知財エコシステム及び知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化や、標準の戦略的活用の推進等に取り組んでいます。

さらに、マンガやアニメなどの日本の魅力あるコンテンツ産業を守るため、関係省庁とともに、インターネット上の海賊版対策にも力を入れて取り組んでいます。

知的財産戦略本部（令和７年６月３日）

## クールジャパン戦略の推進

令和６年６月４日に「新たなクールジャパン戦略」を知的財産戦略本部で決定しました。クールジャパン戦略を再起動することにより、日本ファンの更なる獲得、ソフトパワーの強化を図っていきます。

平成 27 年に設立した「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を通じて、日本の魅力を伝える動画やプロジェクトのコンテスト等を開催するとともに、地域における先進的な取組の深掘りや情報発信を行っています。

- 「新たなクールジャパン戦略」

クールジャパン関連産業を我が国の基幹産業として位置付け、海外展開を 2033 年までに 50 兆円に拡大するとともに、各国・地域における日本ファンの割合を 2033 年までに 10 ポイント増加させることを目指します。

CJPF アワード 2025 表彰式
（令和６年３月５日）

# 健康・医療戦略推進事務局

- 国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するためには、世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新産業創出を図るとともに、それを通じた我が国経済の成長を図ることが重要です。
- 「健康・医療戦略推進法」に基づき、政府全体の健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を策定し、健康・医療戦略推進本部の下、同戦略・計画の推進に取り組んでいます。
- 健康・医療戦略推進事務局は、本部の事務を処理するほか、健康・医療に関する先端的研究開発並びに新産業創出及び国際展開の促進の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策並びに医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事務等を担当しています。

## 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の推進

医療分野の研究開発については、関係省庁が連携して基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進しており、具体的には８つの統合プロジェクト等を実施しています。

● 医薬品

創薬標的の探索から臨床研究・治験に至るまで幅広い研究開発を行い、国民の皆様に最新の医薬品を速やかに届けることや創薬力の強化を目指しています。

● 医療機器・ヘルスケア

AI・IoT 技術やロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化、予防・QOL 向上等に資する医療機器やヘルスケアに関する研究開発を推進しています。

● 再生・細胞医療・遺伝子治療

新たな医療技術になり得る革新的なシーズの発掘・育成、実用化を見据えた基礎・基盤的な研究開発の強化等を推進しています。

● 感染症

感染症有事にいち早く安全で有効なワクチン・治療薬等を研究・開発するための取組や、新興・再興を含む幅広い感染症の研究を進めています。

● データ利活用・ライフコース

疾患に関連するデータ基盤の整備・利活用を促進し、ライフコースを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、病態解明、診断、治療等に資する研究開発を推進することで、ゲノム医療、個別化医療の実現を目指しています。

● シーズ開発・基礎研究

アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を推進しています。

● 橋渡し・臨床加速化

基礎研究から臨床試験段階までの一貫した橋渡し研究開発支援を行うシーズ研究費事業等を推進しています。

● イノベーション・エコシステム

スタートアップに対する支援等を通じて、我が国が世界の創薬エコシステムの一部として機能することを目指しています。

■ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）

従来、関係省庁がそれぞれに運用していた医療分野の研究開発予算を一元化し、基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進等を行っています。文部科学省、厚生労働省、経済産業省と共管であり、内閣府は関係省庁の連絡調整等にあたり主導的な役割を担っています。

■ 日本医療研究開発大賞

医療分野の研究開発の推進に多大な貢献をした事例の功績の表彰を通じ、国民の関心と理解を深め、研究者等のインセンティブを高めています。

## 次世代医療基盤法

※医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）

匿名加工医療情報・仮名加工医療情報を作成する事業者の認定等を行い、自らの医療情報の提供という「一人ひとりの参加」が、匿名加工医療情報・仮名加工医療情報の利活用を通じた研究開発の成果として現場に還元され、医療の進歩や健康づくりという「みんなの恩恵」に結び付くことを目指しています。

# 宇宙開発戦略推進事務局

宇宙開発戦略本部及び宇宙政策委員会の事務を処理するほか、宇宙開発利用に関する政策の企画及び立案並びに総合調整を担当しています。さらに、「準天頂衛星システム戦略室」を設け、我が国独自の測位システムである「準天頂衛星システム」の開発・整備・運用等の施策の実施も担当しています。

## 我が国の宇宙開発利用の推進体制

### ■ 宇宙開発戦略本部と「宇宙基本計画」

宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する我が国の施策を、総合的・計画的に推進すべく、「宇宙基本法」に基づいて設置されました。内閣総理大臣が本部長、内閣官房長官と内閣府特命担当大臣（宇宙政策）が副本部長、その他全閣僚が構成員です。「宇宙基本計画」を策定し、実施を推進します。

宇宙開発戦略本部（令和６年 12 月）

### ■ 宇宙政策委員会

内閣府設置法に基づき、宇宙開発利用政策に関する重要事項等を議論するため、有識者の委員により構成される会議です。

### ■ 省庁間の連携

宇宙の開発や利用は、宇宙科学・探査等の科学技術のフロンティアとしてだけでなく、防災・減災、安全保障、気象予測、農林水産業、自動運転など様々な産業や国民の生活に無くてはならないものです。そのため、多数の府省庁が宇宙政策に携わっています。宇宙開発戦略推進事務局が全体の調整役を担い、内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等と連携して、省庁横断的に取組を進めています。

### ■ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）

政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な機関です。基礎研究から開発・利用に至るまで、一貫した研究開発を行うとともに、民間企業や大学などに資金を配分する役割も担う、内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省の共管法人です。

## 宇宙基本計画（令和５年６月閣議決定）

令和５年６月に、３年ぶりに改定された、我が国の宇宙政策の基本文書です。安全保障や、経済・社会における宇宙システムの役割が拡大する中、今後 20 年を見据えた 10 年間の基本方針として、「宇宙安全保障の確保」「国土強靭化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現」「宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造」「宇宙活動を支える総合的基盤の強化」の目標と将来像、それを実現するための具体的な取組を示しています。

## 宇宙技術戦略（令和６年３月 25 日策定）

「宇宙基本計画」に基づき、世界の技術開発トレンドやユーザーニーズの継続的な調査分析を踏まえ、安全保

障・民生分野において横断的に、我が国の勝ち筋を見据えながら、我が国が開発を進めるべき技術を見極め、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含んだ「宇宙技術戦略」を新たに策定しました。

関係省庁における技術開発予算に加え、10 年間で総額１兆円規模の支援を行うことを目指す「宇宙戦略基金」を含め、関係省庁・機関が今後の予算要求、執行において参照していくとともに、最新の状況を踏まえたローリングを行っていくこととしています。

## 宇宙３法の運用

平成 30 年、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称：宇宙活動法）及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」（通称：衛星リモセン法）が施行され、令和３年、「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」（通称：宇宙資源法）が施行されました。宇宙開発戦略推進事務局は、宇宙開発利用に係る３つの法律を所管・運用しています。

## 宇宙安全保障

### ■　宇宙安全保障構想（令和５年６月宇宙戦略本部決定）

「国家安全保障戦略」で示された政策と課題を具体化し、必要な今後約 10 年の取組を明らかにしています。宇宙安全保障に関する我が国初の文書です。「安全保障のための宇宙システム利用の抜本的拡大」「宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保」「安全保障と宇宙産業の発展の好循環の実現」を掲げています。

### ■　宇宙空間の安定的利用の確保に関する取組

宇宙空間の安定的利用の確保に関する議論を深めるために、宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウムを平成 28 年から開催しています。関係各国から関係者を招き、今後の課題や実施可能な事項などを議論しつつ、相互の認識を共有することにより、国際連携を強化する機会を提供しています。

### ■　宇宙システムに係る不測事態対処のための取組

令和５年 10 月、官民の情報共有の枠組みとして、「宇宙システムの安定性強化に関する官民協議会」を設置しました。官民協議会を通じて、官民相互の連携や情報共有を促進し、官民一体となった総合的な対処体制を構築することで、宇宙空間の安全かつ安定的な利用を確保します。また、我が国が管理・利用する宇宙システム全体の機能を、多様なリスク・脅威の下でも発揮できるようにするために、官民で机上演習にも取り組んでいます。

## 準天頂衛星システムの開発・整備・運用

我が国独自の衛星測位システム「準天頂衛星システム『みちびき』」の開発・整備・運用を行っています。平成 30 年度に４機体制での運用を開始しました。令和７年２月にはみちびき６号機を打上げ、今後、令和７年度中に残り２機を追加して、７機体制となります。これにより、GPS など他の測位衛星を捉えられなくても機能できる持続測位が完成します。さらに、バックアップ機能強化やサービス領域の拡大に向けた 11 機体制の構築に向けた開発も進めています。

準天頂衛星システムは、位置・時刻情報を提供し、我々の生活や産業を支えています。より一層正確な測位を可能とする高精度測位サービスは、様々な分野での新たな製品・サービスやイノベーションを生み出す可能性を持っています。

### ■　みちびきが提供するサービス

(1) 衛星測位サービス

GPS と同程度の精度の位置情報・時刻情報を提供しています。近年ではほとんどのスマホやカーナビなどで活用されており、私たちの生活を支えています。

(2) 高精度測位サービス

衛星測位サービスを補強することでセンチメータ級の高精度な測位を可能にしています。自動車の運転支援技術やドローンなど様々な場面で活用されています。

(3) 災害対応サービス

地震や津波などの災害発生時に、みちびきからの信号を使って災害情報などを迅速に配信します。車載器やウェアラブルデバイスなどへの実装が進められています。

準天頂衛星システム「みちびき」

## 宇宙戦略基金

令和５年 11 月、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（通称：JAXA 法）を改正し、民間企業・大学等が複数年度にわたって大胆に研究開発に取り組めるよう、産学官の結節点としての JAXA に新たな基金を創設しました。「宇宙技術戦略」等を踏まえ、内閣府主導の下、４府省（内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）が連携し、本事業の制度設計を定める基本方針や個別の技術開発テーマを定める実施方針を策定し、民間企業、スタートアップ、大学・国研等に対する、先端技術開発、技術実証、商業化等の支援を行います。

これにより、「輸送」、「衛星等」、「探査等」の各分野において、基本方針及び実施方針で示された方向性に沿いつつ、本事業の目的である宇宙関連市場の拡大、宇宙を活用した地球規模・社会課題解決への貢献、宇宙における知の探究活動の深化・基盤技術力の強化を目指します。

## 衛星データの利用

各府省の業務における衛星データの利用拡大に向けた取組を加速するため、宇宙政策担当大臣を座長とする衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォースにおいて、2024 年度からの３年間を「民間衛星の活用拡大期間」とする方針を打ち出し、技術力を持つ国内スタートアップ等が提供する衛星データの活用を促進しています。

# 日本学術会議事務局

- 日本学術会議は、昭和 24 年に設立された我が国の科学者の内外に対する代表機関です。
- ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること、の２つを職務としています。
- 日本学術会議事務局は、学術会議に関する事務を処理しています。

企画課

管理課

参事官（審議第一担当）

参事官（審議第二担当）

参事官（国際業務担当）

## 政府・社会に対する提言等

政府からの諮問に対する答申や審議依頼に応じた回答を行っています。また、科学者としての見解を政府や社会に対し提示しています。（勧告、要望、声明、提言、見解、報告など）

## 科学者間ネットワークの構築

地区会議を組織し、地域に応じた活動を実施するとともに、地方における学術振興のため地方学術会議を開催しています。また、学術研究団体とも協力関係を構築しています。

## 国際的な活動

国際学術団体や各国アカデミーと交流や連携、国際会議やシンポジウムの開催など、地球規模課題への対応等を含む、様々な国際活動を行っています。

Ｇサイエンス学術会議 2024

## 科学リテラシーの普及・啓発

学術フォーラムの企画・実施や、公開シンポジウムの開催などを行っています。

学術フォーラム

# 野口英世アフリカ賞担当室

- 1927 年（昭和 2 年）、アフリカ西海岸で発生した黄熱病の研究のためガーナに渡り、研究中に自らも黄熱病に感染し、現地で亡くなった野口英世博士の功績に因み、平成 18 年 7 月閣議決定にて野口英世アフリカ賞が創設されました。本賞の授与は、野口博士の志を引き継ぎ、アフリカで蔓延している感染症等の疾病対策のために貢献し顕著な功績を挙げた個人・団体を顕彰し、アフリカに住む人々、ひいては人類全体の保健と福祉の向上を図ることを目的としています。
- 内閣府が関係省庁（外務省、文部科学省、厚生労働省）による協力の下、賞の実施に係る業務を行っており、これまで 4 回実施しています。

  平成 20 年 5 月　第 1 回授賞式（横浜）
  平成 25 年 6 月　第 2 回授賞式（横浜）
  令和元年 8 月　第 3 回授賞式（東京）
  令和 4 年 8 月　第 4 回授賞式（チュニジア）
- 第 5 回野口英世アフリカ賞は、令和 7 年に日本で開催予定の第 9 回アフリカ開発会議（TICAD 9）の機会に合わせて授与される予定です。

● 野口英世アフリカ賞ホームページ
・日本語
https://www.cao.go.jp/noguchisho/index.html
・英語
https://www.cao.go.jp/noguchisho/english/index.html

## 野口英世アフリカ賞

対象分野は医学研究・医療活動の 2 分野です。アフリカ開発会議（TICAD）の開催にあわせ授賞式及び記念晩餐会を実施し、賞牌・賞状・賞金（1 億円）を授与しています。

● 受賞者（※ 肩書きは受賞時のもの）

(1)第 1 回野口英世アフリカ賞受賞者

・医学研究分野

ブライアン・グリーンウッド博士（英国）

・医療活動分野

ミリアム・ウェレ博士（ケニア）

(2)第 2 回野口英世アフリカ賞受賞者

・医学研究分野

ピーター・ピオット博士（ベルギー）

・医療活動分野

ｱﾚｯｸｽ・G・ｺｳﾃｨｰﾉ博士（ウガンダ）

(3)第 3 回野口英世アフリカ賞受賞者

・医学研究分野

ｼﾞｬﾝ=ｼﾞｬｯｸ・ﾑｴﾝﾍﾞ=ﾀﾑﾌﾑ博士（コンゴ民主共和国）

・医療活動分野

ﾌﾗﾝｼｽ・ｼﾞｬｰﾊﾞｽ・ｵﾏｽﾜ博士（ウガンダ）

(4)第 4 回野口英世アフリカ賞受賞者

・医学研究分野

サリム・S・アブドゥル・カリム博士（南アフリカ）
南アフリカ・エイズ研究プログラム・センター（CAPRISA）所長

カライシャ・アブドゥル・カリム博士（南アフリカ）
南アフリカ・エイズ研究プログラム・センター（CAPRISA）次長

HIV／エイズ感染症対策への世界的貢献と医療人材育成、並びに新型コロナウイルス感染症対策での重要な役割。

・医療活動分野

ギニア虫症撲滅プログラム

史上 2 番目のヒト疾患の撲滅を目的に、アフリカ関係者とのパートナーシップの下、米国・カーターセンターが主導する国際的なキャンペーン。
カーターセンターとアフリカ関係者のパートナーシップにより、ギニア虫症のほぼ完全な撲滅を達成。

# 政策統括官（重要土地担当）

重要土地等調査法に基づき、注視区域・特別注視区域の指定、土地等の利用状況の調査、土地等の不適切な利用の規制等に関する措置を実施することとしています。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（防衛施設担当）
- 参事官（生活関連施設等担当）
- 参事官（国境離島等担当）
- 参事官（調査分析担当）

## 重要土地等調査法制定の経緯

### ■ 背景及び経緯

我が国では、国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐって、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。

こうした状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定されました。

### ■ 重要土地等調査法の制定

この閣議決定を受け、内閣官房に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、同会議の提言を踏まえた、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号。以下「重要土地等調査法」という。）が、令和３年６月 23 日に公布されました。

### ■ 重要土地等調査法の着実な執行

重要土地等調査法は、令和４年９月 20 日に全面施行されました。政策統括官（重要土地担当）では、この法律に基づく以下の措置等を実施することとしています。

## 注視区域及び特別注視区域の指定

### ■ 注視区域の指定

重要施設［※］の敷地の周囲おおむね 1,000 メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等（土地及び建物）が機能阻害行為（重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為）の用に供されることを特に防止する必要があるものを、「注視区域」として指定することとしています。

［※］重要施設とは･･･
- ○ 防衛関係施設
- ○ 海上保安庁の施設
- ○ 生活関連施設（原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設））

### ■ 特別注視区域の指定

重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を「特別注視区域」として指定することとしています。

### ➢ 区域の指定状況

重要土地等調査法に基づき、これまでに 584 箇所（令和７年５月１日現在）の区域を指定しました。

区域を指定した場合には、官報に公示するほか、内閣府のホームページ（次ページに記載）においても区域図を掲載しています。

## 土地等の利用状況の調査・公表

### ■ 土地等の利用状況の調査

注視区域・特別注視区域内の土地等で機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握するために調査を行っています。

調査は、公簿等（不動産登記簿、住民基本台帳等）の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査や、土地等の利用者その他の関係者からの報告又は資料の提出の方法を適切に組み合わせる形で実施しています。

### ■ 土地等の取得の状況の公表

重要土地等調査法に基づき、令和６年 12 月に注視区域・特別注視区域内における令和５年度の土地等の取得状況について取りまとめ、公表を行いました。

令和５年度の区域内における土地等の取得総数は 16,862 筆個であり、そのうち、外国人・外国系法人による取得は 371 筆個（2.2%）でした。なお、勧告・命令の対象となる重要施設等に対する機能阻害行為は確認されておりません。

## 特別注視区域内の土地等の売買等の届出

「特別注視区域」にある土地等については、所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への届出（郵送・オンライン）が必要となります。なお、この届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。

(1)届出の対象
面積（建物［※］の場合は、各階の床面積の合計）が 200 平方メートル以上の土地及び建物

［※］マンションは、専有部分の床面積が 200 平方メートル以上である場合、届出の対象になります。

(2)届出の対象となる契約
売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻権）の譲渡等（これらの予約である場合も含みます。）。
なお、賃貸借、相続等は対象外です。

(3)届出を行う必要がある者
契約の当事者
（売主と買主の双方が届出を行う必要があります。）

(4)届出の期限
契約締結前（一部を除く。）

(5)届出事項
- 当事者の氏名又は名称及び住所［※］
  ［※］法人の場合は、代表者の氏名も必要となります。
- 土地等の所在及び面積
- 土地等に関する所有権等の種別及び内容
- 土地等の利用目的
- 譲受け予定者等の国籍等
- 土地等の利用の現況
- 契約予定日

届出様式や届出先、記載要領などを、内閣府のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

## 土地等の不適切な利用の規制

### ■ 土地等の利用者に対する勧告・命令

注視区域内・特別注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるとき、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することとしています。

また、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることとしています。

### ■ 勧告・命令の対象となり得る機能阻害行為

機能阻害行為に該当すると考えられる行為、機能阻害行為に該当するとは考えられない行為については、それぞれ次のとおり類型を基本方針において例示しています。

| 機能阻害行為に該当すると考えられる行為 | 機能阻害行為に該当するとは考えられない行為 |
|---|---|
| ➢ 自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置<br>➢ 施設に対する妨害電波の発射<br>➢ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更　等 | ➢ 施設の敷地内を見ることが可能な住居への居住<br>➢ 施設周辺の私有地における集会の開催<br>➢ 国境離島等の海浜で行う漁ろう　等 |

なお、これらはあくまで例であり、実際に機能阻害行為に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて、適切に判断することになります。

## 周知・広報

内閣府のホームページに法律に基づく各種措置の趣旨や届出手続き、Q&A などを掲載するとともに、コールセンターにてお問合せに対応しています。また、令和６年６月より、内閣府のホームページにおいて、「重要土地ウェブ地図」を公開しております。

➢ ホームページ（重要土地等調査法）
https: //www.cao.go.jp/tochi-chosa/

➢ リーフレット

➢ コールセンター
内閣府重要土地等調査法コールセンター
TEL：0570－001－125（平日９：30～17：30）

➢ 重要土地ウェブ地図
https://www.resum2.go.jp/

# 政策統括官（経済安全保障担当）

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）では、経済安全保障の確保を図るための基本的な政策に関する業務を推進するため、経済安全保障推進法と重要経済安保情報保護活用法の運用を行っています。

- 参事官（総括・企画担当）
- 参事官（特定重要物資担当）
- 参事官（特定社会基盤役務担当）
- 参事官（特定重要技術担当）
- 参事官（特許出願非公開担当）
- 参事官（重要経済安保情報保護活用担当）

## 経済安全保障推進法について

### ■ 制定の背景及び経緯

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要です。

こうした状況の中、政府は、令和３年 11 月に、第１回経済安全保障推進会議を開催し、法制化の検討を開始しました。また、同月から令和４年２月にかけて、経済安全保障法制に関する有識者会議を開催し、議論を重ねた後、同有識者会議より「経済安全保障法制に関する提言」が提出されました。

これを踏まえ、政府は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を第 208 回国会に提出し、同法案は令和４年５月に成立し、公布されました（以下、成立した法律を「経済安全保障推進法」といいます。）。

## 経済安全保障推進法の着実な運用

### ■ 法律の趣旨

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設するものです。

### ■ 法律の具体的な内容

経済安全保障推進法は、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、(1)重要物資の安定的な供給の確保、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的な重要技術の開発支援、(4)特許出願の非公開に関する４つの制度から成り立っています。

令和４年９月には、全体の基本方針と、(1)重要物資の安定的な供給の確保、(3)先端的な重要技術の開発支援の両制度に関する基本指針を閣議決定し、それぞれ特定重要物資の指定や研究開発ビジョンの策定等を行い、制度の運用を開始しました。

続いて、令和５年４月には、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(4)特許出願の非公開の両制度に関する基本指針を閣議決定し、その後政省令等の整備を進め、令和６年５月に運用を開始しました。

#### ● 重要物資の安定的な供給の確保

国民の生存に必要不可欠なまたは広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資を特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靭化を図ることとしています。これまでに半導体や蓄電池、肥料、抗菌薬、先端電子部品等 12 の物資を特定重要物資に指定し、生産設備の整備や備蓄をはじめとする支援等を行っています。また、令和７年２月、民間事業者に対する支援では特定重要物資の安定供給の確保が困難である場合に、国自らが安定供給の確保のために必要な措置を講じることができることとする制度を整備しま

した。

● 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

この制度は、基幹インフラ事業者の重要な設備が、外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止することを目的としています。国が、電気、ガス、水道等の基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）を定めた上で、一定の基準に該当する事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、その事業者による重要な設備の導入・維持管理等の委託を国が事前に審査することにより、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に努めています。

● 先端的な重要技術の開発支援

中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、研究開発及びその成果の活用を推進することとしています。経済安全保障重要技術育成プログラムによる AI、量子等に対する強力な研究開発支援のほか、研究成果を社会実装に繋げるための伴走支援を行う協議会の設置等に取り組んでいます。

● 特許出願の非公開

特許制度は、特許出願の内容を原則として公開することで、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としていますが、これまではたとえ安全保障上拡散すべきでない発明であっても公開されていたことから、そのような特許出願を非公開とする制度を設けました。安全保障上拡散すべきでない発明が含まれる特許出願がなされた場合には、出願公開等の手続を留保するとともに、情報の流出を防止するための措置を講じています。

## 重要経済安保情報保護活用法について

■ 制定の背景及び経緯

安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大する中、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度は、この分野における情報保全強化の観点から、重要かつ喫緊の課題です。

こうした状況の中、政府は、令和５年２月に経済安全保障推進会議を開催し、法制化の検討を開始しました。また、同月から令和６年１月にかけて、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議を開催し、議論を重ねた後、同有識者会議より「最終とりまとめ」が提出されました。これを踏まえ、政府は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」を第 213 回国会に提出し、同法案は、衆議院での修正を経て令和６年５月に成立し、公布されました。（以下、成立した法律を「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）。

その後、重要経済安保情報保護活用法の施行に向け、令和７年１月、政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定する、統一的な運用を図るための基準を整備しました。

## 重要経済安保情報保護活用法の施行

■ 法律の趣旨

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものです。

■ 法律の具体的な内容

● 重要経済安保情報の指定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る①重要経済基盤保護情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるものを、重要経済安保情報として指定します（特別防衛秘密及び特定秘密に該当する情報を除く。）。

また、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること等、当該情報の保護に関し必要な措置を講ずることとしています。

● 重要経済安保情報の提供

行政機関の長は、他の行政機関が利用する必要があると認めたときは、当該行政機関に重要経済安保情報を提供することができます。また、重要経済基盤の脆弱性の解消など我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めたときは、適合事業者との契約に基づき、当該事業者に重要経済安保情報を提供することができます。

● 重要経済安保情報の取扱者の制限

重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価（下記参照）において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限されています。

● 適性評価

行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施します（有効期間は 10 年）。

評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価（10 年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合には、改めて調査することなく（直近の適性評価における調査結果に基づき）適性評価を実施することができます。

また、重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者についても同様の調査・評価を実施します。

● 罰則

重要経済安保情報の漏えい時に、５年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金又はこれを併科する罰則等が設けられています。

# 総合海洋政策推進事務局

- 海洋に関する政策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策の企画・立案及び総合調整をしています。
- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画・立案及び推進をしています。

参事官（総括担当）

参事官（水産・環境保全担当）

参事官（安全保障・国際担当）

参事官（研究開発・人材育成担当）

参事官（資源・エネルギー担当）

参事官（大陸棚・海洋調査担当）

参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当）

参事官（離島（地域社会維持）担当）

有人国境離島政策推進室

## 海洋政策の推進体制

■ 総合海洋政策本部

海洋基本計画の案の作成及び実施の推進、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整、その他海洋に関する施策で重要なものの企画・立案及び総合調整を行っています。

・本 部 長…内閣総理大臣
・副本部長…内閣官房長官、海洋政策担当大臣
・本 部 員…本部長・副本部長以外の全ての国務大臣

■ 総合海洋政策本部参与会議

海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べます。

## 海洋基本計画

令和５年４月に、総合海洋政策本部会合での了承及び閣議決定によって、第４期海洋基本計画を策定しました。

● 第４期海洋基本計画の主なポイント

(1)基本的な方針の大きな２つの柱

海洋政策の大きな変革・オーシャントランスフォーメーション・OX（Ocean Transformation）を推進すべき時との認識の下、基本的な方針の大きな２つの柱として、「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」を位置付け。

①総合的な海洋の安全保障

海洋の安全保障に関する施策と、海洋の安全保障に資する側面を有し海洋の安全保障の強化に貢献する施策との両者を包含して、政府全体として一体となった取組を引き続き進める。特に、経済安全保障に資する海洋科学技術の研究開発等のプロジェクトについては、フロントローディング※の考え方に基づき、取組を推進する。

②持続可能な海洋の構築

脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげるとともに、国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図る。具体的には、カーボンニュートラルへの海洋分野の貢献の観点から、洋上風力発電の EEZ（排他的経済水域）への拡大に向けた法整備をはじめとする環境整備等を進める。

(２)着実に実施すべき主要施策

・海洋の産業利用の促進　・科学的知見の充実
・海洋における DX の推進　・北極政策の推進
・国際連携・国際協力
・海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進
・新型コロナウイルス等の感染症対策

を位置付け、基本的な方針を定める。

※開発プロセスの初期段階において「負荷を掛ける＝十分な検討を行う」 ことで、できる限り早い段階で多くの問題点やリスクを洗い出し、対策を講じる手法。

# 遺棄化学兵器処理担当室

化学兵器禁止条約に従い、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器を廃棄処理する事業を行っています。

## 遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄状況

化学兵器禁止条約に従い、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器を廃棄処理しています。

平成 12 年以降、大量の遺棄化学兵器が埋設されていると推定される吉林省敦化市ハルバ嶺を含め、中国各地において発掘・回収を実施し、令和 6 年度までに約 15.4 万発の遺棄化学兵器を回収しました。

また、平成 22 年には、遺棄化学兵器の廃棄処理を開始し、南京（なんきん）、石家荘（せっかそう）、武漢（ぶかん）、ハルバ嶺、ハルビンの各廃棄処理場において、これまでに約 11.9 万発を廃棄しました。

発掘・回収事業

ハルバ嶺発掘・回収施設

移動式廃棄処理設備

# 拉致被害者等支援担当室

- 北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な事情に鑑み、帰国被害者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、関係府省庁と連携しながら総合的な支援策を実施しています。
- 日本政府は帰国した 5 名を含め 17 名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、このほかにも、行方不明の日本人のうち、拉致の可能性を排除できない行方不明の方々も存在しているとの認識の下、政府は「認定」の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力で取り組んでいます。

## 帰国被害者等に対する支援等

拉致被害者等給付金の支給、老齢給付金の支給などを行っています。
また、社会適応指導、日本語指導、生活自立支援などを行っています。

## 普及・啓発

● 情報発信

● 若年層への啓発

● ポスター

● アニメ

● パンフレット

● 御家族メッセージ

# 国際平和協力本部事務局

- 国際連合（国連）を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする国際平和協力本部を設置しています。
- 国際平和協力本部事務局はその本部の事務を処理しています。

## 国際平和協力法の概要

国連等による「国連平和維持活動」、「国際連携平和安全活動」、「人道的な国際救援活動」、「国際的な選挙監視活動」の４つの活動に人的･物的協力を実施しています。

実施に当たっては、次の「参加５原則」に従って活動しています。

● 参加５原則

(1)紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
(2)国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること
(3)当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
(4)上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること
(5)武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能

## 人的協力（国際平和協力業務等）の実績

我が国は、「国連平和維持活動」、「国際連携平和安全活動」、「人道的な国際救援活動」及び「国際的な選挙監視活動」に対して人的な協力を行うため、要員を派遣しています。

これまでに、アジア、中東、ヨーロッパ、アフリカ、中南米に 29 回にわたって、延べ約 12,700 名の要員を派遣しています（国連平和維持活動：13 回、国際連携平和安全活動：1 回、人道的な国際救援活動：6 回、国際的な選挙監視活動：9 回）。

■ 南スーダン国際平和協力業務（平成 23 年 11 月～）

国連からの要請を受け、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、平成 23 年 11 月から司令部要員の派遣を始め、現在６名が活動しています。また、平成 24 年 1 月から平成 29 年 5 月末まで、陸上自衛隊の施設部隊の派遣も実施しました。

4 名の司令部要員は、首都ジュバの UNMISS 司令部において、軍事部門の兵站全般の需要に関する調整（兵站幕僚）、データベースの管理（情報幕僚）、施設業務に関する企画・調整（施設幕僚）及び航空機の運航支援に関する企画・調整（航空運用幕僚）の業務を行い、残り 2 名の司令部要員は、新たに国連の公募等に合格し、2024 年 5 月から原則 1 年の任期で人事及び教育訓練に関する企画・調整（副参謀長及び同補佐官）の業務を行っています。

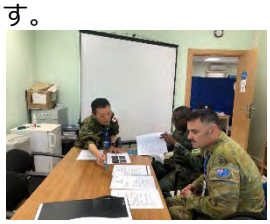
担当者に訓練計画を指示する副参謀長（左側）

同僚と日程調整を行う副参謀長補佐官（右側）

■　シナイ半島国際平和協力業務（平成 31 年４月～）

多国籍部隊・監視団（MFO）からの要請を受け、MFO に、平成 31 年４月から司令部要員の派遣を始めました。現在４名がシャルム・エル・シェイク（エジプトのシナイ半島）の MFO 司令部において、MFO の停戦監視活動の実施に関するエジプト・イスラエルとの連絡調整、両国関係当局間の対話・信頼醸成の促進の支援、施設整備に関する企画・調整の業務を行っています。

MFO の司令官等との会議

■　ウクライナ被災民救援国際平和協力業務（令和４年４月～６月）

国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請を受け、ウクライナ被災民救援のため、自衛隊機を用いた UNHCR の人道救援物資の輸送業務を行い、約 103 トンの物資をアラブ首長国連邦（ドバイ）からポーランド及びルーマニアまで空輸しました。

ルーマニアでの救援物資積み降ろしの様子

## 物的協力（物資協力）の実績

「国連平和維持活動」、「国際連携平和安全活動」、「人道的な国際救援活動」及び「国際的な選挙監視活動」に対して、その活動に必要な物品を譲渡しています。また、緊急の要請にも応じられるよう、アラブ首長国連邦（ドバイ）の倉庫に以下の物資を備蓄しています。

テント

毛布

スリーピングマット

ビニールシート

給水容器

これまでに 32 回の物資協力を実施しています（国連平和維持活動：11 回、国際連携平和安全活動：１回、人道的な国際救援活動：20 回）。

■　レバノン被災民に係る国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対する物資協力（令和６年 11 月）

レバノンにおける被災民を支援するため、人道的な国際救援活動を行っている UNHCR に対し、その活動に必要な物資（毛布、スリーピングマット、ビニールシート）を無償で譲渡しました。

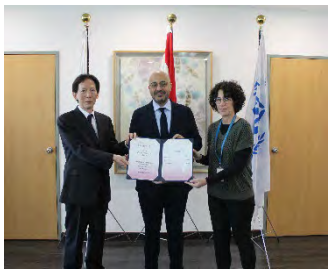

供与式の様子

支援物資

■　パレスチナ被災民に係る国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対する物資協力（令和６年１月）

ガザ地区においてパレスチナ被災民への人道的な国際救援活動を行っている UNRWA に対し、その活動に必要な物資（毛布、給水容器、ビニールシート、スリーピングマット）を無償で譲渡しました。

供与式の様子

輸送中の支援物資

## 国際平和協力研究員制度

国際平和協力研究員制度は、国連を中心とする国際平和のための努力において文民の果たすべき役割が増大しつつあることを背景に、平成 17 年度に発足しました。

本制度は、「国際平和協力分野における人材育成」、「国際平和協力本部事務局の機能強化」の２つを目的としており、国際平和協力研究員は研究活動に従事するほか、国内の学校や海外の PKO 訓練センターで講義等を行っています。

## 国際平和協力本部事務局の情報発信

国際平和協力本部事務局では国際平和協力について御理解を深めていただくための「出前講座」を実施しているほか、ホームページや公式 X で実績や各種資料を紹介しています。

- 国際平和協力本部事務局　ホームページ
  https://www.cao.go.jp/pko/index.html
- 国際平和協力本部事務局　公式 X
  https://x.com/cao_pko

# 迎賓館

- 国賓・公賓等、外国の賓客をお迎えし、宿泊、公式行事（歓迎行事、首脳会談、署名式、共同記者発表、晩餐会等）など、これらの接遇を行うことを業務とする施設等機関です。
- 接遇に支障のない範囲で、一般公開・特別開館を実施し、観光立国実現に寄与しています。

総務課

接遇課

運営課

京都事務所

## 迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館

● 迎賓館赤坂離宮（東京・元赤坂）

・明治 42 年（1909 年）、当時の日本の建築、美術、工芸界の総力を結集し、東宮御所として建設された日本唯一のネオ・バロック様式の西洋風宮殿建築
・昭和 49 年（1974 年）、国際儀礼を尽くして外国の賓客を接遇するため、改修を経て、迎賓館として開館。和風別館「游心亭」を新設
・平成 21 年（2009 年）に国宝に指定
・平成 28 年（2016 年）から通年の一般公開を開始
・平成 28 年（2016 年）から特別開館を実施

迎賓館赤坂離宮本館

● 京都迎賓館（京都御苑内）

・平成 17 年（2005 年）、日本の歴史・文化の象徴として国際的にも広く知られる京都に、日本建築の長い伝統の粋と美しさを、現代の建築技術と融合させる「現代和風」の創造を目指して設計・建設された京都迎賓館が開館
・平成 28 年（2016 年）から通年の一般公開を開始
・平成 29 年（2017 年）から特別開館を実施

京都迎賓館正面玄関

## 接遇

国際関係の緊密化に伴う諸外国との活発な交流により、数多くの要人が来日されています。これら要人が賓客として宿泊をされたり、首脳会談を始め、歓迎行事や晩餐会など、国際儀礼を尽くし、最高のおもてなしをするための外交の舞台が迎賓館赤坂離宮です。現時点で、370 回の接遇を実施しています。

首脳会談（於：迎賓館赤坂離宮　花鳥の間）
※出典：首相官邸ホームページ

日本の歴史、文化を象徴する都市・京都で、海外からの賓客を心をこめてお迎えし、歴史的・文化的側面を含めた幅広い日本への理解と友好を深めていただく施設として京都迎賓館があります。現時点で、158 回の接遇を実施しています。

歓迎夕食会・文化紹介＜日本舞踊＞
（於：京都迎賓館　桐の間）

## 一般公開

迎賓館の魅力を内外に発信することにより、迎賓施設としての意義及び文化財としての価値の理解を促進すること等を目的に、接遇に支障のない範囲で通年で一般公開を実施しており、特別企画として、夜間公開（ライトアップ）やピアノ演奏会なども実施しています。

迎賓館赤坂離宮　朝日の間

京都迎賓館　藤の間

## 特別開館

接遇に支障のない範囲で、原則として有償により民間団体等の利用に供することにより、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進を図ることを目的とした「特別開館」を行っています。

「日本全国　能楽キャラバン！」特別公演及び映像配信
（迎賓館赤坂離宮 羽衣の間）

文化交流特別会（イタリア×京都）
（京都迎賓館 夕映の間）

# 政策統括官（沖縄政策担当）、沖縄振興局、沖縄総合事務局

沖縄は、歴史的・地理的・社会的に特殊な事情を抱えています。沖縄担当部局は、これら沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄振興特別措置法等に基づいて、国の責務として沖縄の振興を実施しています。

政策統括官（沖縄政策担当）

- 参事官（総括担当）
- 参事官（政策調整担当）
- 参事官（企画担当）
- 参事官（産業振興担当）

沖縄振興局

- 総務課
  - 事業振興室
  - 沖縄科学技術大学院大学室
- 参事官（振興第一担当）
- 参事官（振興第二担当）
- 参事官（振興第三担当）
- 参事官（調査金融担当）
- 参事官（特定事業担当）

沖縄総合事務局

## 沖縄振興策の基本的枠組み

■ 沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組み

■ 沖縄の特殊事情

・歴史的事情
先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治。

・地理的事情
本土から遠隔。広大な海域（東西 1,000km,南北400km）に多数の離島。台風常襲・深刻な塩害。など

・社会的事情
国土面積 0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。

■ 国の責務としての沖縄振興

「沖縄振興特別措置法」、同法に基づいて内閣総理大臣が策定する「沖縄振興基本方針」、同方針に基づいて沖縄県知事が策定する「沖縄振興計画」に基づいて、沖縄の振興を実施しています。

・沖縄振興予算の一括計上
・沖縄独自の一括交付金制度
・他に例を見ない高率補助
・各種特区制度・優遇税制
・沖縄振興開発金融公庫　など

令和７年度沖縄振興予算：2,642億円

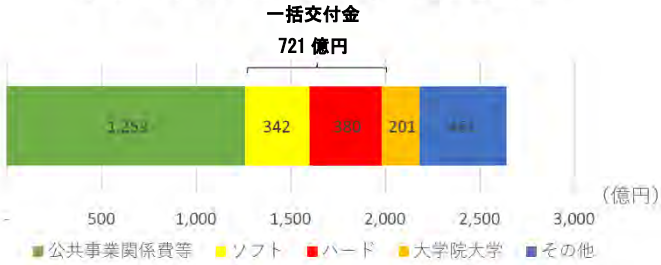


## 社会資本の整備

沖縄振興特別措置法等に基づく高率補助による社会資本整備を推進してきたことにより、県内の社会基盤は相当程度発展してきていますが、沖縄県民の生活を支えるとともに産業振興に寄与するため、引き続き必要な整備を進めていきます。

令和２年３月 26 日に供用を開始した
那覇空港第二滑走路（那覇市、豊見城市）

令和５年２月１日に供用を開始した
22 万トン級のクルーズ岸壁（那覇市）

令和３年７月 31 日に全線暫定２車線開通をした
名護東道路（名護市）

## 沖縄振興一括交付金

沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施することができる交付金制度（沖縄振興一括交付金）が設けられています。

この交付金は、ソフト交付金とハード交付金に分けられます。

### ■　ソフト交付金

沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、各省に移替えせずに内閣府で執行する沖縄独自の制度。

・主な活用事例

離島児童生徒支援センター（高校のない離島から本島に進学する生徒の寄宿舎）（那覇市）

沖縄型耐候性園芸施設整備事業（台風等の気象災害からの被害軽減のための支援）

### ■　ハード交付金

各府省の地方公共団体向け投資補助金等のうち、沖縄振興に資するハード事業に係る補助金等の一部を一括交付金化。原則各省に移し替えて執行。

・主な活用事例

水道広域化施設整備事業（離島における水道施設の整備）

沖縄都市モノレール関連事業（駅周辺の道路整備、車両の３両編成化等）

## 「強い沖縄経済」の実現

東アジアの中心に位置する地理的優位性等を活かした産業の振興や沖縄の将来を担う多様な人材の育成など「強い沖縄経済」の実現に向けて取り組んでいます。

また、独自の特区・地域制度を整備し、IT 企業の集積・高度化や物流の活性化などを進めています。

### ■　沖縄の特区・地域制度

他県にはない高率の所得控除を始め、投資税額控除や特別償却など、各種の税制特例措置を設けています。

（例）
・経済金融活性化特別地区
・情報通信産業特別地区
・国際物流拠点産業集積地域　等

### ■　沖縄の域外競争力強化

先進的又は沖縄の特色を活かしたものづくり事業や、移入製品の県内生産に取り組む事業に要する経費を支援するほか、物流事業者におけるデジタル化の支援等により輸送コスト低減策の確立を目指し、製造業等の域外競争力強化を図っています。

### ■　沖縄型産業中核人材育成・活用事業

業界ごとに必要とする専門的知識・技能等に応じた人材育成カリキュラムを開発し、研修を行っています。

また、県内の中小・中堅企業に対して官民共同の伴走型の支援を行っています。

これらの取組により、産業全体の生産性向上を図っていきます。

■ 沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業

沖縄及びその離島においてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を着実に進めていくため、クリーンエネルギーの導入や離島における再エネ化に関する実現可能性調査及びこれらの実証事業に対する支援を実施しています。

■ 新たな沖縄観光サービス創出支援事業

沖縄の観光関連産業の人手不足解消に資する先進的な DX 実証や、地域ブランディングの取組を支援する。また、デジタル技術を活用した高付加価値のコンテンツの作成等を実施しています。

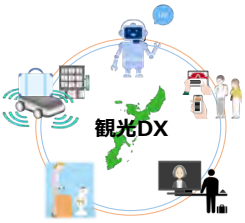


■ 沖縄型スタートアップ拠点化推進事業

県内のスタートアップ集積拠点における取組を支援するとともに、スタートアップの海外展開や、海外スタートアップの受け入れ、スタートアップによる研究開発や生産能力増強等の成長加速化、地域課題を抱える県内自治体とスタートアップをマッチングし実証実験を行う支援等を実施しています。

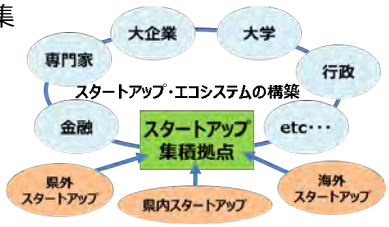


■ 沖縄航空関連産業クラスター形成促進事業

沖縄における航空関連産業クラスター形成を促進すべく、航空機整備施設の整備に係る調査の支援を実施しています。

■ 生産基盤の整備

台風や干ばつなど厳しい気象条件の中においても生産性の高い農業が実現できるよう、地下ダム、かんがい排水施設、ほ場整備等を支援しています。

さとうきび

マンゴー

■ 沖縄黒糖販売力強化支援事業

黒糖製造事業者の販売体制の強化を推進するため、サプライチェーンの実態を踏まえた黒糖製造事業者の経営力強化を図る取組を支援しています。

八島黒糖

（伊平屋島・伊江島・粟国島・多良間島・小浜島・西表島・波照間島・与那国島の黒糖）

（写真提供：沖縄県黒砂糖協同組合）

■ 農林水産物・食品の販売力強化支援事業

沖縄県内の農林水産業や食品製造業と観光産業等をつなぐことで、県産農林水産物の域内流通強化を図るとともに、販売力強化のための課題解決に向けた取組を支援しています。

商談会

農産物産地ツアー

■ 琉球泡盛海外輸出プロジェクト

琉球泡盛の海外展開を促進するため、「琉球泡盛テロワールプロジェクト」、「酒蔵ツーリズム」など、官民一体となった取組を推進しています。

沖縄の水田

甕入りの琉球泡盛

## 北部地域の振興

県土の均衡ある発展を図るため、沖縄の北部地域において、産業の振興や定住条件の整備に資する事業を支援しています。

沖縄北部地域救急・救助ヘリ運航事業（北部広域市町村圏事務組合）（左）
村道南風原線無電柱化整備事業（伊是名村）（右）

## 離島の活性化

離島市町村が、それぞれの地域の実情に応じて実施する条件不利性の克服・地域の持続可能性の維持向上に向けた事業等を支援しています。

定住促進住宅の整備　（左）
植物コンテナ、野菜工場の整備（右）

## こどもの貧困対策事業

沖縄の将来を担うこども達の深刻な貧困の状況に緊急に対応するため、就学援助などの支援につなげる支援員の配置（114 人）や、生活支援・学習支援等を行う居場所の運営（209 箇所）を集中的に実施しています。

また、沖縄におけるこどものウェルビーイング実現に向けた調査研究等を支援しています。

居場所の様子

## 基地跡地利用の推進

返還される米軍基地の跡地の利用は、今後の沖縄の振興において極めて重要です。

跡地利用特措法に基づいて地方公共団体等による土地の先行取得を強力に支援するとともに、関係市町村における跡地利用計画等の検討や埋蔵文化財調査に係る体制強化を図るなど、跡地利用を推進しています。

### ■ 西普天間住宅地区跡地

平成 27 年に返還された「西普天間住宅地区跡地」（宜野湾市）において、跡地利用のモデルケースとして推進してきた、琉球大学医学部及び同大学病院の移設を中心とする「沖縄健康医療拠点」の整備が令和６年度末に完了しました。

高度医療を提供する地域医療の中核となる拠点として、沖縄県はもとより、我が国の医療全体への貢献を期待しています。

移設先の医学部・大学病院
(令和７年３月)(宜野湾市)

## 沖縄科学技術大学院大学（OIST（オイスト））

沖縄の振興と自立的発展、世界の科学技術の発展に寄与することを目的として、平成 24 年 9 月に開学し、世界最高水準の科学技術に関する研究を推進しています。こうした取組の結果、令和４年にはスバンテ・ペーボ教授がノーベル生理学・医学賞を受賞するなど、高い評価を得ています。また、優れた教育研究の成果を社会に還元するため、スタートアップの創出等、産学連携を含む沖縄振興に係る取組を行っています。

量子物質の研究をしている様子 キャンパス外観（恩納村）
（出典：OIST）

## 首里城の復元に向けた取組

令和元年 10 月の火災により焼失した首里城について、令和４年 11 月に正殿の本体工事に着工しました。正殿の令和８年秋の復元に向けて政府として責任を持って取り組みます。

焼失前の首里城正殿（那覇市）

首里城正殿の復元整備状況
（令和７年３月 25 日現在）

## 「OKINAWA41」(沖縄の魅力発信)

沖縄には多種多様な魅力を有する 41 市町村があり、その魅力を全国に柔らかく発信することを目的に Web サイト「OKINAWA41」を運営しています。

フォトコンテストシーズン９最優秀作品（左）
かりゆしデザインコンテスト 2024 最優秀作品（右）

内閣府沖縄担当部局ホームページ等でも沖縄政策などの情報を順次、発信しています。是非、御覧ください。

- 内閣府ホームページ（沖縄政策）
  https://www8.cao.go.jp/okinawa/
- 内閣府沖縄担当 X
  https://twitter.com/cao_okinawa
- 沖縄の魅力 PR サイト「OKINAWA 41」
  https://www.okinawa41.go.jp

# 北方対策本部

北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土になったことがなく、歴史的にも、法的事実から見ても、我が国固有の領土ですが、現在ロシアに不法占拠されています。内閣府北方対策本部では、北方領土問題の解決のため、国民世論の啓発、北方四島との交流等の推進、元島民の援護等の諸施策を実施しています。

- 北方対策本部ホームページ

https://www8.cao.go.jp/hoppo/index.html

- イメージキャラクターによる SNS

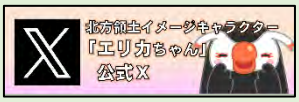


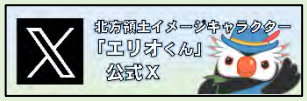

## 国民世論の啓発

北方領土問題について正しい知識と理解を深めてもらうため、全国各地でイベントや啓発パネル展等を行っています。また、各種 SNS、アニメーション等を活用し、北方領土に関する情報を発信しています。

北方領土啓発イベント

啓発用アニメーション

## 北方四島交流等事業

「四島交流」、「北方墓参」、「自由訪問」の枠組みがあります。

北方四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の状況等により、令和２年度以降実施できていません。政府としてロシア側に対し、今は特に北方墓参に重点を置いて事業の再開を引き続き強く求めています。

事業が実施できていない状況の中、令和４年度以降、別途の事業として、「洋上慰霊」が実施されています。

洋上慰霊

事業使用船舶「えとぴりか」

## 元島民等に対する援護

北方領土に対する望郷の思いや四島での当時の体験等を広く伝える「語り部」の育成や派遣の活動に対して支援を行っています。

語り部活動

このほか、関係団体が行う、後継者育成等を目的とした研修会や資料・証言の収集・保存への支援、元島民の方々への事業資金や生活資金の低利融資等を行っています。

# 政府広報室

- 政府の重要施策に関する情報を国民に提供しその理解を求めるとともに、国民生活に不可欠な情報を提供するため、各省庁と連携した戦略的な広報を展開しています。
- 我が国の基本的立場や施策に関する理解の浸透を図るため、海外への発信を実施しています。
- 国民の意識や政府の重要施策に関する意見・要望を的確に把握するため、世論調査を実施しています。

参事官（総括担当）

参事官（広報第１担当）

参事官（広報第２担当）

参事官（世論調査・海外広報・広聴担当）

## 政府広報

■ 国内広報の例

テレビ CM やインターネット広告で展開した動画広告

新聞やテレビ、ラジオ、インターネットなどの各種媒体を活用するとともに、政府広報室が運営する公式のウェブサイトである政府広報オンラインなどを通じて、広報を実施しています。

政府広報オンライン
https://www.gov-online.go.jp/

■ 国際広報の例

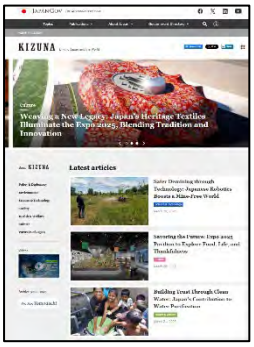

「KIZUNA」（Web 版）（左）
「HIGHLIGHTING Japan」（2025 年春の特別号）（右）

広報誌の作成のほか、公式英語 HP/SNS による発信、オウンド動画の制作、国際メディアを活用した広報等を実施しています。

政府公式国際広報サイト JAPANGOV（英語）
https://www.japan.go.jp/

■ 世論調査の例

「社会全体における男女の地位の平等感」

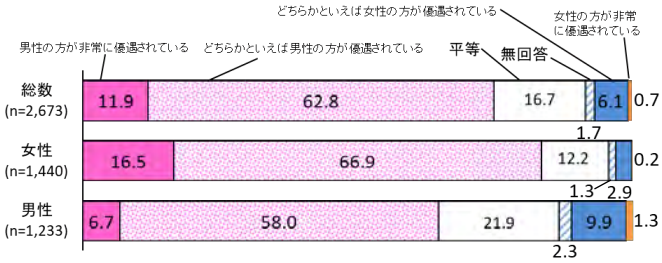


（出典）男女共同参画社会に関する世論調査
（令和６年９月調査）
世論調査　https://survey.gov-online.go.jp/

# 賞勲局

栄典制度の調査、研究、企画業務のほか、春秋叙勲等における勲章等の授与の審査などの栄典に関する事務を行っています。

総務課

審査官

## 栄典制度とは

栄典（勲章及び褒章）は、国家又は公共に対し功労のある方、社会の各分野における優れた行いのある方などを表彰するものです。我が国の栄典制度は、明治初期に創設されました。栄典の授与は、日本国憲法に規定された、内閣の助言と承認による天皇の国事行為です。

勲章は、国賓等の来日時に相互に交換されるなど、国際親善の役割を果たしています。社会経済の変化に対応しながら制度を運用しています（平成 28 年「栄典授与の中期重点方針」を策定）。

大綬章勲章親授式（宮中：正殿松の間）（出典 宮内庁）

文化勲章受章者

## 一般推薦制度とは

春秋叙勲の候補者としてふさわしい方を一般の方々が推薦できる「一般推薦制度」が平成 15 年から実施されています。この制度は、人目に付きにくい分野において真に功労のある方や多数の分野で活躍し功労のある方などを春秋叙勲の候補者として把握するためのものです。

## 栄典の種類及びその概要

| | 種　類 | | 授与対象 |
|---|---|---|---|
| 勲章 | 大勲位菊花章頸飾<br>大勲位菊花大綬章 | | 旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある方 |
| | 桐花大綬章 | | |
| | 旭日大綬章 | 瑞宝大綬章 | 国家又は公共に対し功労のある方<br>旭日章<br>功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた方<br>瑞宝章<br>公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた方 |
| | 旭日重光章 | 瑞宝重光章 | |
| | 旭日中綬章 | 瑞宝中綬章 | |
| | 旭日小綬章 | 瑞宝小綬章 | |
| | 旭日双光章 | 瑞宝双光章 | |
| | 旭日単光章 | 瑞宝単光章 | |
| | 文化勲章 | | 文化の発達に関し特に顕著な功績のある方 |
| 褒章 | 紅綬褒章 | | 自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した方 |
| | 緑綬褒章 | | 長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた方 |
| | 黄綬褒章 | | 農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方 |
| | 紫綬褒章 | | 科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた方 |
| | 藍綬褒章 | | ・会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方<br>・国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等の事務）に尽力された方 |
| | 紺綬褒章 | | 公益のため私財を寄附した方 |

● 勲章

(1)春秋叙勲

毎年２回、春は４月 29 日付けで、秋は 11 月３日付けで授与されています。70 歳以上の功労のある方（人目に付きにくい分野等においては 55 歳以上の方）が対象です。

(2)危険業務従事者叙勲

春秋叙勲とは別に、警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した者に対する叙勲です。春秋叙勲と同じく、毎年４月 29 日及び 11 月３日付けで授与されます。

(3)高齢者叙勲

毎月１回、春秋叙勲によって勲章を授与されていない、年齢 88 歳に達した功労のある方へ授与されます。

(4)死亡叙勲

勲章の授与の対象となるべき者が死亡した場合には、春秋叙勲とは別に随時勲章を授与しています。

(5)外国人叙勲

外国人叙勲は、国賓等の来日や駐日外交官の離任に際して実施する儀礼的色彩の濃い叙勲と、我が国との友好の増進等について顕著な功労のあった外国人に対して実施する叙勲とに分けられます。

● 文化勲章

毎年 11 月３日の文化の日に、文化の発達に関して顕著な功績のあった者に対して授与されます。

● 褒章

(1)春秋褒章

優れた事績のある方又は団体を対象に、春は４月 29 日に、秋は 11 月３日に、春秋叙勲と同日付けで授与されます。

(2)紺綬褒章

毎月１回、公益のために私財（500 万円以上）を寄附した者を対象に授与されます。

大勲位菊花章頸飾

大勲位菊花大綬章

桐花大綬章

旭日大綬章

瑞宝大綬章

文化勲章

紅綬褒章

# 独立公文書管理監、情報保全監察室

特定秘密の指定など特定秘密保護法の運用の適正を確保するため、独立した公正な立場において、検証・監察を実施しています。

## 独立公文書管理監の任務・権限

独立公文書管理監は、「特定秘密の保護に関する法律」（平成 25 年法律第 108 号）の適正な運用を確保するために、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、同法の規定に基づき、平成 26 年 12 月に内閣府に設置されました。

独立公文書管理監の任務を達成するための権限は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）に以下のとおり具体的に定められています。

- 資料提出・説明の求め、実地調査

  必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をする。

- 是正の求め

  行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法令等に従って行われていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、指定の解除、特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求める。

- 通報の受理・処理

  特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法令等に従って行われていない旨の通報を受理し、必要な調査を行う。

■ 検証・監察の対象となる事項

| | |
|---|---|
| 特定秘密の指定 | **(1)特定秘密の指定**<br>特定秘密の指定が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。 |
| | **(2)特定秘密の指定の有効期間の延長**<br>特定秘密の指定の有効期間の延長が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。 |
| | **(3)特定秘密の指定の解除**<br>特定秘密の指定の解除が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。 |
| | **(4)特定秘密の記録、その表示・通知**<br>特定秘密を記録する文書等の内容が、指定された情報の内容と整合しているか。<br>特定秘密の表示が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。<br>表示の措置が困難である場合に、取扱者への通知が特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。 |
| 特定行政文書ファイル等の管理 | **(1)特定行政文書ファイル等の保存**<br>特定行政文書ファイル等が、特定秘密保護法等に従って適正に保存されているか。 |
| | **(2)特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置**<br>特定行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置が、特定秘密保護法等に従って適正に定められているか。 |
| | **(3)特定行政文書ファイル等にすべきものの存否**<br>特定秘密である情報を記録する保存期間１年未満の行政文書の中に保存期間を１年以上と設定すべきものがないか。 |

独立公文書管理監等がとった措置については、毎年１回、その概要を内閣総理大臣に報告し、公表します。

※令和７年５月 16 日より、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和６年法律第 27 号）・「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和７年１月 31 日閣議決定）の規定に基づく検証・監察を行う予定です。

# 公文書管理課、公文書監察室

行政機関等や公文書館等において、公文書の管理・保存が適切に行われるよう、制度の運用、チェックや情報システムの整備、国立公文書館の監督などを行っています。

## 公文書等の適切な管理

■　所掌事務について

公文書は、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たし、民主主義の根幹を支える重要なものです。このような公文書等を適切に管理し、その内容を後世に伝えることは国の重要な責務です。

公文書管理課は、公文書管理法を所管し、公文書等の管理に関する基本的な政策の企画・立案・推進に関する事務を担っています。また、歴史的に重要な文書（歴史公文書等）は、国立公文書館に移管され、特定歴史公文書等として永久保存されますが、公文書館に関する制度に関する事務や、歴史公文書等の保存及び利用に関する事務も担っています。

さらに、保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄同意、行政機関・独立行政法人等における公文書の管理状況のとりまとめ、適正な公文書管理のための研修の推進、文書管理のデジタル化の取組などを行っています。

公文書監察室は、各行政機関の行政文書の管理について、第三者的な立場からチェックを行っています。

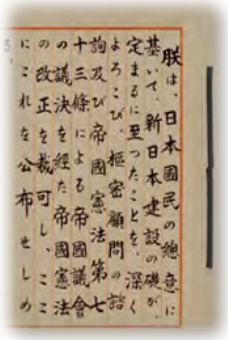

日本国憲法の御署名原本（一部）（左）
令和墨書（原本）（右）
（特定歴史公文書として、国立公文書館で保管）

●　デジタル化への対応

行政文書の作成・管理を電子媒体によることを基本とするなど、デジタル時代に対応した制度の見直しを行うとともに、新たな行政文書管理のシステム整備の取組を進めています。

●　新たな国立公文書館の開館に向けた対応

新たな国立公文書館を 2029 年度末に開館することを目指し、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」として、国民が利用しやすい施設となるよう整備を進めており、2024 年 3 月には、「新国立公文書館展示基本計画」を決定しました。

内閣府ホームページ（新たな国立公文書館について）
https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/shinkan/shinkan.html

新たな国立公文書館　外観イメージ

# 再就職等監視委員会事務局

- 再就職等監視委員会は、国家公務員法に基づき、中立・公正の第三者機関として、再就職等規制の遵守状況を監視するとともに、再就職等規制違反行為についての調査を実施しています。
  委員長及び委員は、内閣総理大臣の指揮命令を受けず、自己の判断に従って職務遂行します（職権行使の独立性）。
  ※委員長１名（常勤）　委員４名（非常勤）
- 再就職等監視委員会事務局は、委員会の事務の処理等を行っています。

参事官

再就職等監察官

## 国家公務員の再就職等規制の枠組み

● 国家公務員の３つの再就職等規制

(1) あっせん規制
現役の国家公務員が、営利企業等に対し、他の国家公務員・ＯＢの再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・ＯＢの情報提供等を行うことは禁止されています。

(2) 求職活動規制
現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

(3) 元の職場への働きかけ規制
再就職した国家公務員ＯＢが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後２年間）。

● 再就職等規制違反の疑いが生じた場合

①まず、任命権者が調査を実施し、②必要があると認めるときは、再就職等監視委員会が任命権者と共同調査を実施し、③特に必要があると認めるときは、再就職等監視委員会が自ら調査を実施できることとなっています。
違反行為が確認された場合、任命権者による懲戒処分等の措置がとられます。

## 再就職等規制違反の監視・調査

再就職等監視委員会では、内閣人事局及び防衛省から定期的に公表される再就職情報や寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した元職員や人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行っています。
令和６年度は、再就職等監視委員会を計１３回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行いました。

・違反通報受付窓口
規制違反行為に関する情報を幅広く受け付けています。
https://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html

## 再就職等規制の周知

各府省庁及び民間企業等に対し、再就職等規制の周知を図り、規制違反行為の防止に努めています。

・ 各府省の人事担当者を対象とした説明会や一般職員を対象としたｅラーニング研修を実施

・ 経済団体や業界団体等に対し、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供を呼びかけたほか、企業の人事担当者等の目に留まると考えられる Web サイト（日経電子版等）に規制に関するバナーを掲載

【Web サイトに掲載したバナー例】

・ 再就職等監視委員会ホームページ
https://www5.cao.go.jp/kanshi/

# 官民人材交流センター

国家公務員の離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行っています。

総務課

法令等遵守担当室

## 国家公務員の離職後の就職の援助

■　求人・求職者情報提供事業（官民ジョブサイト）

人生 100 年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を退職後に社会全体で活かしていくことは有効であることから、公正・透明な再就職の仕組みとして、
(1)企業・団体等の求人情報
(2)国家公務員等のうち45 歳以上の再就職希望者の求職者情報
を収集し、官民ジョブサイトを通じて相互に提供することにより、再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援する事業を実施しています。

■　民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため、国家公務員を対象に早期退職募集制度が導入されており、この制度に応じて退職する者に対して、民間の再就職支援会社を活用した、
(1)キャリアコンサルティング
(2)各種再就職セミナーの開催
(3)定着支援
等の再就職支援を行っています。

■　再就職準備セミナーの開催

中高年齢層の国家公務員が退職後のライフプランやキャリア選択を考えるために必要な民間企業等への再就職や独立起業の事例などに関するセミナーを開催しています。

## 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

■　官民人事交流

官民人事交流法に基づく国の府省等と民間の企業・法人との人事交流を円滑に実施するため、
(1)広報活動
(2)企業等向け説明会の開催
等の支援を行っています。

官民人事交流に関する説明会の様子
※別途、オンラインも開催

＜官民人事交流制度＞
〇交流派遣：国から民間企業等へ
　身分は派遣先企業等の従業員で、任期満了後府省等に復帰（国家公務員の身分も保有）
〇交流採用：民間企業等から国へ
　身分は府省等の職員で、任期満了後交流元企業等に復帰
交流派遣、交流採用とも期間は３年以内（最長５年）

■官民人材交流センターホームページ
https://www8.cao.go.jp/jinzai/

# ■ 所在地情報

| 所在地 | 住所 | 電話番号 | 部局 |
|---|---|---|---|
| **内閣府庁舎** | 〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 | 03-5253-2111（大代表） | ● 大臣官房<br>（会計課、政府広報室、厚生管理官、拉致被害者等支援担当室）<br>● 政策統括官（原子力防災担当）<br>● 賞勲局<br>● 知的財産戦略推進事務局<br>● 孤独・孤立対策推進室 |
| **中央合同庁舎第８号館** | 〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 | 03-5253-2111（大代表） | ● 大臣官房<br>（総務課、人事課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、サイバーセキュリティ・情報化推進室）<br>● 政策統括官（経済財政運営担当）<br>● 政策統括官（経済社会システム担当）<br>● 民間資金等活用事業推進室<br>● 規制改革推進室<br>● 政策統括官（経済財政分析担当）<br>● 政策統括官（防災担当）<br>● 政策統括官（沖縄政策担当）<br>● 政策統括官（共生・共助担当）<br>● 公文書監察室<br>● 男女共同参画局<br>● 沖縄振興局<br>● 経済社会総合研究所<br>● 科学技術・イノベーション推進事務局<br>● 北方対策本部<br>● 情報公開窓口 |
| **中央合同庁舎第７号館** | 〒100-8967 千代田区霞ヶ関 3-2-1 | 03-3506-6655（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ） | ● 地域経済活性化支援機構担当室 |
| **中央合同庁舎第４号館** | 〒100-8970 千代田区霞が関 3-1-1 | 03-5253-2111（大代表） | ● 大臣官房遺棄化学兵器処理担当室<br>● 地方分権改革推進室<br>● 消費者委員会事務局<br>● 国際平和協力本部事務局 |
| **中央合同庁舎第２号館** | 〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-2 | 03-3501-5480（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ） | ● 国会等移転審議会事務局 |
| | | 03-5253-8111（代表） | ● 大臣官房アイヌ施策推進室 |
| **永田町合同庁舎** | 〒100-0014 千代田区永田町 1-11-39 | 03-5510-2151（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ） | ● 大臣官房（野口英世アフリカ賞担当室）<br>● 地方創生推進事務局<br>● 健康・医療戦略推進事務局 |
| **大手町合同庁舎第３号館** | 〒100-0004 千代田区大手町 1-3-3 | 03-6268-7675（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ） | ● 官民人材交流センター |
| | | 03-6268-7657（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ） | ● 再就職等監視委員会事務局 |
| **経済産業省別館** | 〒100-8901 千代田区霞が関 1-3-1 | 03-3501-1511（代表） | ● 廃炉・汚染水・処理水対策担当室 |
| **虎ノ門第 37 森ビル** | 〒105-0001 港区虎ノ門 3-5-1 | 03-5403-9555（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ） | ● 公益認定等委員会事務局 |
| **赤坂パークビル** | 〒107-6122 港区赤坂 5-2-20 | 03-6234-1166（代表） | ● 食品安全委員会事務局 |
| **霞が関東急ビル** | 〒100-0013 千代田区霞が関 3-7-1 | 03-6205-7036（代表） | ● 宇宙開発戦略推進事務局 |
| | | 03-6257-1767（代表） | ● 総合海洋政策推進事務局 |
| **迎賓館** | 〒107-0051 港区元赤坂 2-1-1 | 03-3478-1111（代表） | ● 迎賓館 |
| **京都迎賓館** | 〒602-0881 京都市上京区京都御苑 23 | 075-223-2205（代表） | ● 京都迎賓館 |
| **日本学術会議** | 〒106-8555 港区六本木 7-22-34 | 03-3403-3793（代表） | ● 日本学術会議 |
| **沖縄総合事務局** | 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 | 098-866-0031（代表） | ● 沖縄総合事務局 |